山梨県立大学地域研究交流センター 2012 年度研究報告書

高齢者への見守りと地域連携の総合的研究Ⅰ

― 市民後見人育成の基礎検討 ―

山梨県立大学地域研究交流センター

はじめに

山梨県立大学国際政策学部　教授
澁　谷　彰　久

（１）本研究の背景

山梨県の人口は８０万人余りで、首都圏に隣接しているにもかかわらず、地理的制約から、過疎・高齢化の進んだ地域といえる。県内の産業は農業や観光が中心で後継者問題や中心市街地の活性化など、他の地方都市と同様の問題を抱えている。とりわけ高齢化比率は２４．７％と全国平均を上回り、一人暮らし、寝たきりや認知症高齢者数は、今後も増加していく傾向にある。わが国の人口高齢化の速度は世界でも例のないものとなっており、その社会に及ぼす影響は従来からさまざまな分野で指摘されてきた。特に将来予想される人口の３分の１を高齢者が占める、超高齢社会における社会基盤の中で、高齢者自身の財産管理や身上監護に関する法的支援の整備は喫緊の課題といえる。

過去１０年余りの間に、その法的環境には大きな進展が見られた。例えば、新成年後見制度の創設による任意後見制度の導入（1999年民法改正）、介護保険制度の導入（2000年）、新信託法の施行（2007年）、公益法人制度改革関連３法の施行（2008年）などにより、今まで個人や家族に多くの負担が集中していたものが、職業的支援者や法人等の担い手による支援へと広がってきた。これらの法的制度は、高齢者（含む障害者）の自律的な権利擁護機能として、今後、社会の中での役割が強く期待される。一方で、これらの制度については、以下のような課題も挙げられる。

①　制度の利用者側から見た、使い勝手の良さやサービスの質や費用の妥当性
②　制度運用が本来の理念に沿ったものになっているのかという検証
③　制度の担い手となる人材育成や関係する行政・司法・教育機関等との地域連携

特に、③の担い手となる人材育成は、最近、「市民後見人」の養成が各自治体に求められている。このような課題を解決するために高齢者財産管理における保護システムの構築を、既存の制度活用と運用面の見直しを地域の視点から検討することは、地域コミュニティへの利益をもたらすと同時に、この地域モデルの応用が広域モデルへの波及効果としても期待できる。

（２）研究目的と手法

本研究は、山梨における高齢者支援のための地域連携モデルや、地域コミュニティにおける支援モデルの実効性と課題について検討する。その上で、地域における「市民後見人」を中心とした高齢者の財産管理や身上監護に関する支援システムの地域モデルを示す。併せて、本学における「市民後見人養成プログラム」の具体化に向けての基礎調査を行う。研究期間のうち、最初の１年間（平成２４年度）を国内調査と支援モデルの検討にあて、地域コミュニティにおける高齢者の財産管理や身上監護の実態把握と課題・論点の整理を行う。山梨県内の地域コミュニティを調査対象とし、その中で主として高齢者に特有な財産管理上の問題点を明らかにする。一方で、高齢者財産管理支援の先例国であるイギリス、ドイツ等の制度とその運用上の問題を調査、分析し、日本の同様の制度への示唆を得る。これらの過程では、筆者の既存研究（平成22年度に日本学術振興会科学研究費基盤研究C（一般）採択(研究代表)テーマ：「高齢者財産管理における地域連携モデルの研究」）も総合的に組み入れ、本研究成果の一部とする。

（３）本報告書の内容

第１章「わが国の成年後見制度」では、山梨県における高齢化社会の現状と課題を概観し、成年後見制度の概要（法定後見制度・任意後見制度）と後見制度を支援する仕組みに触れ、後見制度について今なにが問題となっているか述べる。

第２章「海外の成年後見制度」では、イギリスとドイツを中心に、先進的な海外の事例を紹介し、わが国への示唆を得るとともに、日本で開催された成年後見法世界会議で採択された「横浜宣言」について述べる。

第３章「市民後見人と地域連携」では、市民後見人の概要とその運用、育成について自治体で行われる具体的なプログラムについて述べる。

第４章「山梨県での取り組み」では、北杜市、笛吹市での市民後見人養成の具体的な取り組みについて紹介し、山梨県立大学でのシンポジウムの内容について述べる。

そして、市民後見人育成の為に、大学が果たす地域での役割について言及する。

平成２５年３月

はじめに　１頁

目　次

第１章　わが国の成年後見制度

１．高齢化の現状　７頁
（１）高齢化率の増加
（２）独居老人の増加
（３）認知症患者等の増加
（４）山梨県の高齢化事情と課題

２．成年後見制度の概要　１１頁
（１）行為能力制度とは
（２）成年後見制度の特色
（３）法定後見と任意後見
（４）市区町村長の申立権付与

３．法定後見制度　１４頁
（１）法定後見事務の流れ
（２）法定後見制度の３類型と課題

４．任意後見制度　１７頁
（１）任意後見制度とは
（２）任意後見制度の流れ
（３）任意後見制度の特徴

５．後見制度を支援する仕組み　１９頁

６．今なにが問題となっているか　２１頁
（１）家族後見
（２）代理権の濫用
（３）後見人の養成と供給
（４）課題への処方箋

第２章　海外の成年後見制度

１．諸外国の後見制度を研究する意義　２５頁

２．イギリス　２５頁
（１）ＥＰＡＡ（Enduring Powers of Attorney Act）
（２）ＭＣＡ（Mental Capacity Act）とＬＰＡ(Lasting Powers of Attorney)

３．ドイツ　２７頁
（１）世話法の制定
（２）世話法改正の流れ
（３）実務における健康配慮
（４）実務における収容および収容類似措置
（５）財産管理と同意留保
（６）名誉職世話人(市民後見人)の養成

４．２００９年「ストラスブール勧告」　３２頁

５．２０１０年「横浜宣言」　３３頁
（１）現行成年後見法の改正とその運用の改善への提言
（２）公的支援システムの創設の提言
（３）新たな成年後見制度の可能性

第３章　市民後見人と地域連携

１．市民後見人とは　３５頁

２．新たな市民後見人の育成　３６頁

３．市民後見人推進事業　３７頁
（１）目的
（２）実施主体
（３）事業内容
（４）全国自治体での取り組み

４．市民後見人の職務　３８頁

５．市町村の取組と研修体制　３９頁

（１）市町村の取組体制について

（２）養成研修の実施について

（３）家庭裁判所への推薦とその他必要な措置

（４）市民後見人の活動支援

６．市民後見人養成の課題　４２頁

第４章　山梨県での取り組み

１．北杜市の市民後見人要請講座　４３頁

２．笛吹市での市民後見人実践例　４４頁

３．本学における取り組み　４５頁

おわりに　４６頁

資料編　４７頁

（資料１）：山梨県の地域包括支援センター一覧

（資料２）：市民後見人養成のための基本カリキュラム（厚生労働省モデル）

（資料３）：大阪市の市民後見養成講座の概要・カリキュラム

（資料４）：北杜市市民後見人養成講座カリキュラム

（資料５）：笛吹市社会福祉協議会「市民後見人とともに地域を支える」
（平成２４年度社会福祉協議会活動全国会議第２分科会発表資料）

（資料６）：山梨県立大学地域研究交流センター　２０１２春季総合講座　特別企画
山梨県立大学３学部共催シンポジウム　統一テーマ「あなたの老後、
どう支えますか？－市民と専門職の地域連携を目指して－」プログラム

第１章　　わが国の成年後見制度

１．高齢化の現状

（１）高齢化率の増加

山梨県の６５歳以上の高齢者は２１４，７６５人である（平成２４年４月１日現在）。内訳は男性　９１，３８９人（構成比４２．６％）、女性　１２３，３７６人　（構成比５７．４％）であり、後期高齢者は前期高齢者数を平成２４年は１２，９４３人上回った。また、高齢化率（６５歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、２４．７％であり、全国の高齢化率（２３．７％）と比べると、１．０ポイント高く、山梨県は全国より高齢化の進んでいる地域といえる。推計上、今後も全国より早く高齢化が進むと予測されている[1]。

（図表１：　全国と山梨県の高齢化率の推移[2]）

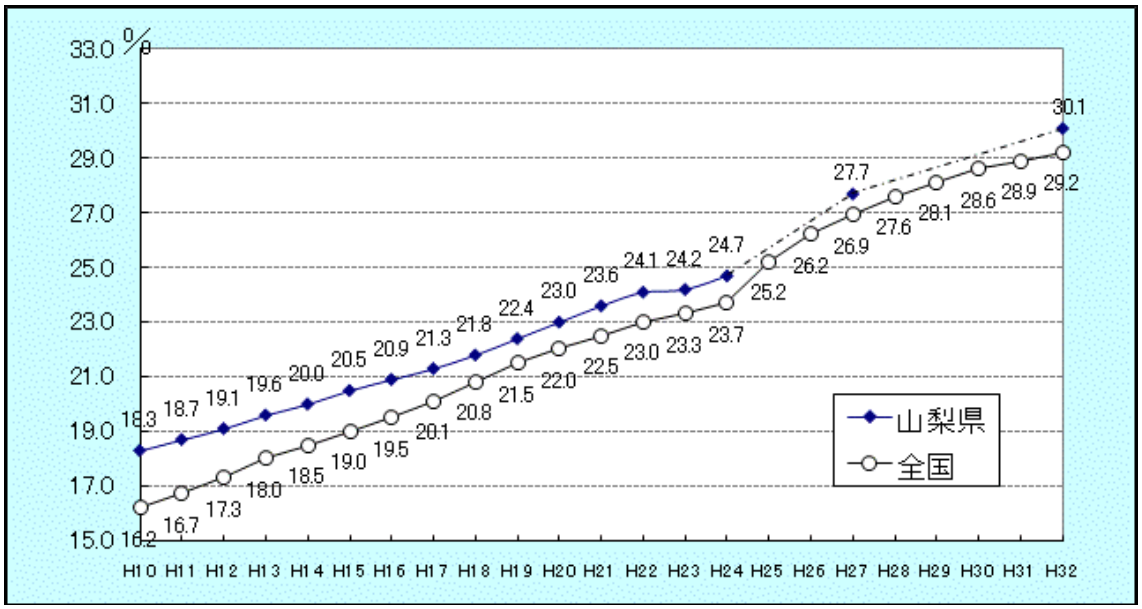

（２）独居老人の増加

山梨県における高齢者夫婦世帯（夫婦とも６５歳以上）は、３１，０５５世帯で県総世帯数の８．９％を占め、前年の３１，１５４世帯（県総世帯数比９．０％）に比べ、９９世帯（▲０．３％）減少している。その他高齢者世帯は、１，８９１世帯で県総世帯数の０．５％を占め、前年の１，８６４世帯に比べ、２７世帯（１．４％）増加している。６５歳以上の高齢者のうち、３１，０７２人（高齢者人口比１４．５％）

---

1 山梨県「平成２４年度高齢者福祉基礎調査結果概要」１頁

2 山梨県「平成２４年度高齢者福祉基礎調査結果概要」３頁（図１－１全国と山梨県の高齢化率の推移）

が在宅ひとり暮らし高齢者で、前年の２９，９７０人（高齢者人口比１４．１％）に比べ、１，１０２人増加しており、在宅ひとり暮らし高齢者は年々増加している。男女別では、女性の比率が７１．６％と高い。全国の一人暮らし世帯の全世帯に占める割合は初めて３割を超え、６５歳以上の男性の１０人に１人、女性の５人に１人が一人暮らしであり、一人暮らし世帯が「夫婦と子ども」を初めて上回ったとされる[3]。

（図表２：山梨県の在宅ひとり暮らし高齢者割合の推移[4]）

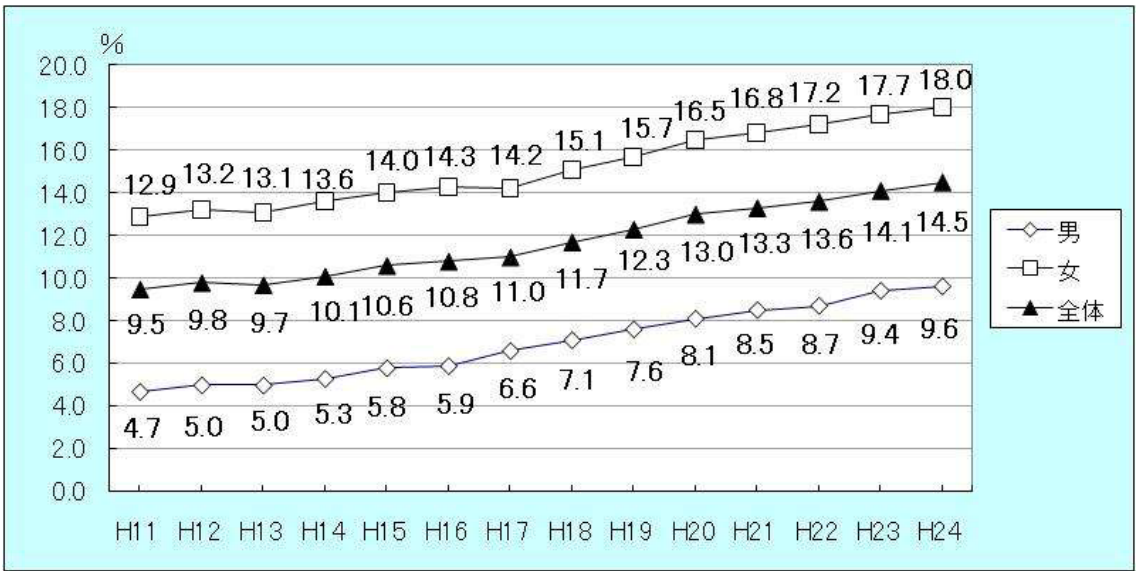

（３）認知症患者等の増加

６５歳以上の高齢者のうち、７，０４２人（高齢者人口比３．３％）が在宅寝たきり高齢者である。また、男女別では、女性の比率が６８．０％と高い。認知症高齢者[5]の数は、２０，４７６人で、高齢者人口全体の９．５％を占めており、このうち、７５歳以上の人が１８，９８３人と認知症高齢者の９２．７％を占めている。また、１４，７４９人（７２．０％）が在宅、５，７２７人（２８．０％）が施設入所者となっている。若年性認知症者[6]数は、３６２人で、このうち６０歳以上６４歳以下が２２７人

3 総務省「2010 年国勢調査速報集計」より

4 山梨県「平成２４年度高齢者福祉基礎調査結果概要」７頁（図３－２ 高齢者に対する在宅ひとり暮らし高齢者の割合の推移）

5 「認知症高齢者」とは、介護保険第１号被保険者で介護保険認定審査資料の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者をいう。

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。（たびたび道に迷う、服薬管理ができない、一人で留守番ができないなど）

6 若年性認知症者は介護保険第２号被保険者で介護保険の認定審査資料の「認知症高齢者

と、全体の６２．７％占めている。男女別では男性の比率が５９．９％と高い。また、２９３人（８０．９％）が在宅、６９人（１９．１％）が施設入所者となっている。

（図表３： 山梨県の認知症高齢者の状況[7]）

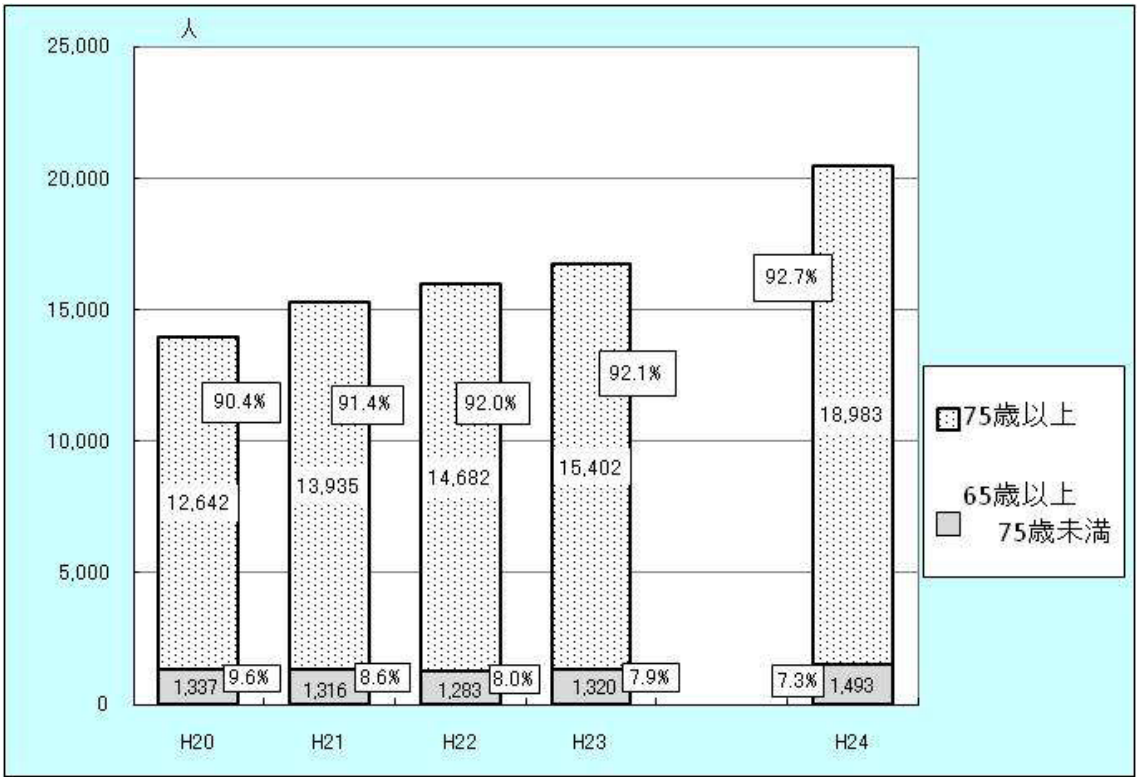

（４）山梨県の高齢化事情と課題

一般的に、地域における成年後見制度の課題としては大きく三つの問題がある。

一つ目は、地域内のサービス格差である。山梨県の例を挙げると、弁護士の９９％は県庁所在地である甲府市に集中している。他の多くの職業専門職の事務所も中心市街地に集中している。山間部や村落地域の高齢者などに対してどのような見守り、後見の手を差し延べるかが問題となる。その一つの解決策は、自治体の行政ネットワークの活用である。厚生労働省の介護保険制度事業により各地域の自治体は市町村レベルで「地域包括支援センター」を設置している[8]。山梨県内に、このセンターは４５か所（含む支所）あり、運営は市町村または市町村から委託を受けた法人、例えば、社

の日常生活自立度」がⅡ以上の者をいう（注５参照）。

7 山梨県「平成２４年度高齢者福祉基礎調査結果概要」９頁（図５－１ 年齢別（２区分）認知症高齢者の状況）

8 （資料１）「山梨県の地域包括支援センター一覧」を参照。

会福祉法人、医療法人、公益法人などにより、介護予防のケアマネジメント、権利擁護やその相談・支援を行っている。県内を面でカバーすることができる地域の拠点組織となっている。山梨県内における高齢化対応の地域間格差を解消する、最前線拠点と位置づけられ、このネットワークの活用が課題となる。

二つ目の問題は、地域において担い手の養成をいかに行うかということである。多くの後見人は、本人の配偶者や家族がその候補者となるが、その負担や今後一人暮らしの老人世帯の増加を考えるならば、誰が本人を支えていくかが重要となる。地方は都市部に比べて、地縁・血縁関係が強く、そのような問題はないようにも考えられるが、実際には、信頼して頼める人は意外と少ない。特に自分の財産や金銭のことは身近な親族に言えない場合があり、このようなニーズに対して、地域においてどのようなサービスを提供するかが課題となる。

三つ目の問題は、これらの地域ネットワークを束ねる組織、または監督機能の問題である。いくら人材や組織を用意しても、これらがうまく連携するためには、担い手同士の情報交換や問題点の共有化が必要となる。さらに、担い手の監督機能が権利擁護や金銭管理面において求められる。この監督機能においては、地域の家庭裁判所の役割が重要なものとなるが、その役割を他の中立的な第三者機関が負うことも検討すべきと考えられる。

以上のような課題に対しては、本章の終わりの部分（６．今なにが問題となっているか）で検討する。

２．成年後見制度の概要

（１）行為能力制度とは

行為能力制度は、判断力が十分でない者を定型化し、これに保護者を付けて能力不足を補い、法律行為が円滑になされ、保護者の権限を無視した行為を取り消しできるようにし、制限行為能力者（未成年者・成年被後見・被保佐・被補助）の財産保護を図ることを目的として作られた（図表４参照)。

（図表４：民法における行為能力制度）

種類	裁判所の宣告	同意不要行為	保護者（管理者）	保護者の機能	取り消しうる場合	取り消せない場合
未成年者	不要	5条3項、6条のみ	親権者 未成年後見人	同意権 代理権 財産管理権	5条2項（同意を得ない場合）	5条1項但し書き、3項、6条
成年被後見人	7条	なし	成年後見人	代理権 財産管理権	9条本文	9条但し書き
被保佐人	11条	13条1項、2項以外	保佐人	同意権 代理権 財産管理権	13条4項	13条1・2項により同意を要するとされる行為以外
被補助人	15条	17条1項以外	補助人	同意権 代理権 財産管理権	17条4項	17条1項とされた行為以外

従来、この制限行為能力者制度は、財産管理や取引の安全という伝統的な考えにより創設されたものである。しかし、現代社会においては、個人の尊厳と福祉を尊重した考え方に改められた。旧民法から引き継がれていた「無能力者（禁治産者・準禁治産者)」は１９９９年の民法改正から「新しい成年後見制度（後見・保佐・補助)」や「任意後見制度」に切り替えられた。あわせて、民法規定の中に後見人が職務を行うにあたり「成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」(民法８５８条）という「身上配慮義務」を課すことになった。これは、後見人は生活、医療、介護、福祉など、本人の身の回りのことも含め財産管理上の代理権・同意権・取消権を行使して本人を保護しなければならないことを意味する。

（２）成年後見制度の特色

成年後見の新しい理念として①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視（＝民法８５８条）の３つ挙げられる。「ノーマライゼーション」とは、障害を持つ人も差別することなく、可能な限り今までと同様の生活を保障していくという、北欧の社会政策から一般化した概念である。今までは能力を剥奪する上での保護であったものを、能力を奪わずに健常者と同様の生活が送れるように支援するという考え方である。「自己決定権の尊重」とは、能力が不足する人でも、もともとその人が持っている能力をできるだけ引き出すことを基本とする。その人が本来持っている生きる力：「エンパワメント（Empowerment）」をつけるというソーシャルワーク分野での考え方によるものである。「身上保護の重視」とは、財産の保全だけではなく、本人の心身や生活の中身につき、その人の自立を支援することである。これからの成年後見制度は、クオリティー・オブ・ライフ（生活の質）の向上を目指すことが目的となる。

（３）法定後見と任意後見

２０００年に改正された成年後見制度には、法定後見と任意後見の二つがある。前者は、本人の判断能力が喪失してしまったか、自ら判断することが著しく困難な状態になった後、本人自ら後見人等を選任することができない場合に利用される。一方、後者の任意後見は、本人の判断能力は正常であるか、たとえ判断能力が減退したとしても、未だ十分に自ら後見人等を選任する事理弁識能力を保持している人が利用する制度である。財産管理上の自己の意思から比較すれば、法定後見は、「被保護者が被保護状態における自らの財産管理・身上監護の在り方について自己の意思を明示しないままで当該状態に陥ったときに、被保護者の意思に基づかずに、パターナリスティックに保護者が行動する」事後的制度であるが、任意後見は、「被保護者が被保護状態に陥る前に当該状態における自らの財産管理・身上監護の在り方について自己の意思を明示し、それに基づいて保護者が行動するように指図するものであり、いわば事前措置（advance directive）制度」とされる[9]。

わが国の成年後見制度は、この任意後見と法定後見の二つを柱として制度設計されているが、最近の諸外国の動向は、法定後見よりも任意後見を優先して利用する方向にある。法定後見は、事後的な救済であり、既に本人の能力がなくなった後に、後見人が選任されることになり、必ずしも本人の意向が尊重されるとは限らないという問題がある。このような背景には、前述した旧来型の制限行為能力者制度から①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視という基本的な保護理念が確立されたことによる。特に、「自己決定権の尊重」は、残存能力の活用の視点から極力本人の意思を反映させるために、本人の能力をできるだけ引き出すというものであ

9 新井誠『成年後見法と信託法』（有斐閣、2005 年）219 頁

る。また、これは後の述べる「ベスト・インタレスト」の考えに通じるものである。このような、本人の意思（自己決定権）を実現できるような枠組みが高齢化社会の法的基盤として求められている。これからの成年後見は、任意後見と法定後見を車の両輪としながらも、任意後見の優先的活用が重視される方向にある。

（４）市区町村長の申立権付与＝「後見の社会化」

成年後見制度は、本人、配偶者、４親等以内の親族等の当事者による審判の申し立てに基づいて利用する。しかし、最近は独居老人の増加、核家族化や家族関係の希薄化により、身寄りのない高齢者や判断能力の十分でない認知症患者など、当事者や親族からの申し立てができない状況の人には、代わりに市町村長に対して審判の請求権を付与している（老人福祉法３２条・知的障害者福祉法２８条・精神保健福祉法５１条の１１の２）。このような市町村長の申立権付与を「後見の社会化」と呼ぶ。

山梨県内における市長村長申立て件数（平成２３年度）の数字を見てみると、首都圏などの都市部に比べれば、件数自体は少ないが、全国の地方都市などの地域においても同様の潜在的な利用ニーズがあると言える。

（図表５：平成２３年度関東甲信越での市区町村長申立件数（家庭裁判所管内別）[10]）

管内	東京	横浜	千葉	さいたま	静岡	長野	新潟	前橋	水戸	甲府	宇都宮
件数	595	333	199	177	91	44	42	42	33	23	20

10 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成２３年１月～１２月－」

なお、上記成年後見制度の利用件数は、平成２３年度の成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で３１，４０２件（前年は３０，０７９件）であり、平成２２年度対前年比約４．４％の増加となっている。後見開始の審判の申立件数は２５，９０５件（前年は２４，９０５件）で、対前年比約４．０％の増加となっている。保佐開始の審判の申立件数は３，７０８件（前年は３，３７５件）で、対前年比約９．９％の増加となっている。補助開始の審判の申立件数は１，１４４件（前年は１，１９７件）で、対前年比約４．４％の減少となっている。任意後見監督人選任の審判の申立件数は６４５件（前年は６０２件）で、対前年比約７．１％の増加となっている。

３．法定後見制度

（１）法定後見事務の流れ

後見人等の就任直後の事務は、①職務を行う上で必要な後見登記事項証明書の取得、②本人に関する情報の収集、③後見人以外の人が被後見人の財産を事実上管理していた場合、速やかに財産に関する通帳・証書・資料等被後見人の財産の引渡しをしてもらうこと、④金融機関への成年後見人に就任したことの届出、⑤市町村窓口へ健康保険・介護保険に関する各種書類が成年後見人へ送付されるよう届出、⑥納税通知書が成年後見人に送付されるよう税金に関する届出、⑦公的年金に関する通知や手続関係書類を成年後見人が受け取ることができるように社会保険事務所等へ届出をする[11]。

これら就任直後の事務を終え、本人の財産や生活状況に関する調査の結果を基に財産目録を作成し、裁判所に提出することになる（一般的な法定後見手続きの流れは以下の図表６を参照)。

（図表６：　法定後見制度の手続き）

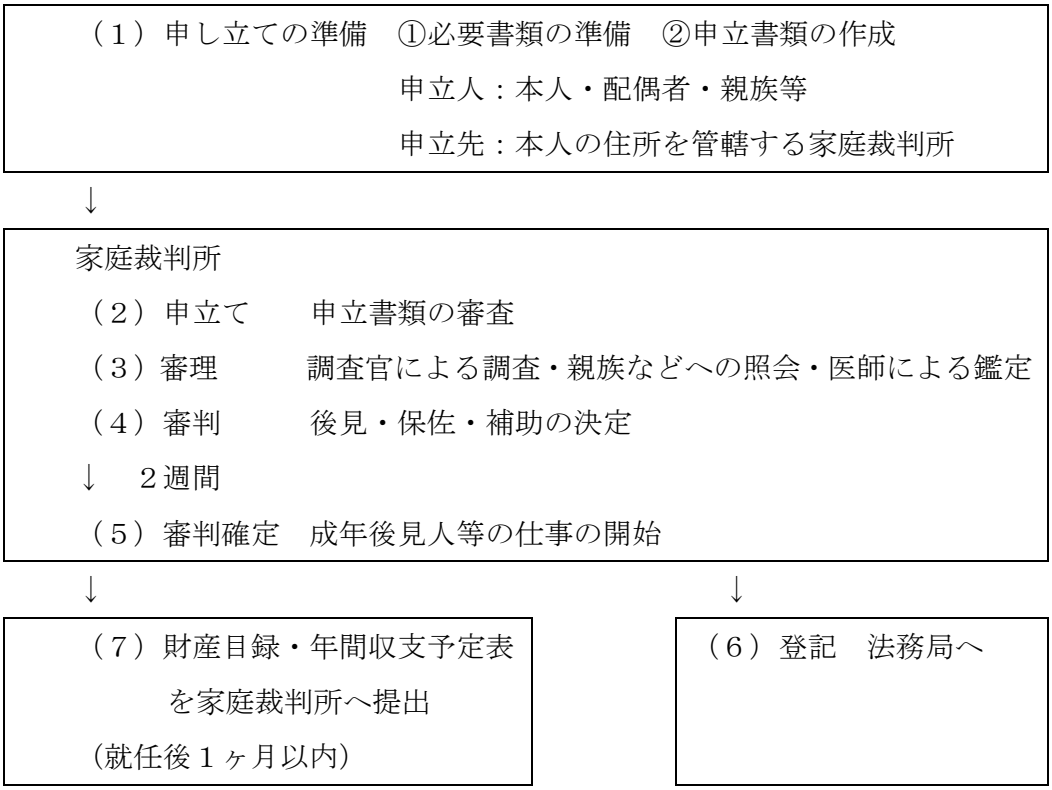

11　社団法人成年後見センター・リーガルサポート『成年後見教室―実務実践編』（日本加除出版 2009 年）20～26 頁

（２）法定後見制度の３類型と課題

法定後見には、後見・保佐・補助３類型が存在する（図表７参照)。本人の病状等に合わせて、それぞれの類型に分けられる。後見は、本人が事理弁識能力を欠く状態であり、完全な認知症などにより判断能力が欠けている状態の場合、保佐は、理弁識能力が著しく不十分で、はっきりしない時やしっかりする時が交互にあるような状態、補助は、事理弁識能力が不十分で、時より記憶がなくなる等忘れっぽくなった状態である。どの類型に該当するのか申立人には判断できない場合は、医師の診断を参考に、家庭裁判所からの診断書書式により申立てを行う。診断書には医学的診断と、判断能力判定についての意見を書く欄があり、財産管理・処分について医師の意見、判定の根拠等も記入することになる。

本人の判断能力により、その保護者の権限も異なる。補助の申立ての場合は、十分ではないがまだ本人に判断する能力があるので、補助を開始する時には本人の同意を求めることになる。一方、後見の場合、家庭裁判所の審判が出て、後見が開始されると、本人の選挙権を失うことや印鑑登録等も抹消されてしまう。またさまざまな国家資格等や地位なども喪失することになる。日本の後見制度（後見・保佐・補助３類型）から同意留保を検討する場合、後見は、完全に本人の判断能力が欠けている状態であるが、保佐、補助は本人の同意があることを前提に認められる制度になっている。

申し立ての範囲は、この補助については、家庭裁判所での審判が定めている、日本民法第 13 条の第１項に書かれている行為や類型がある。補助について家庭裁判所の審判で認められることになる。

日本の法定後見の３類型制度では、後見の審判決定を受けると自動的に行為能力制限者になってしまう。従来の禁治産宣告に近い運用がなされてしまう恐れがある。一方、ドイツにおいては、１類型制度を採用し、必要性の原則に従い後見の開始は例外的な扱いになっている。日本の制度は後見の開始と同時に、本人の能力制限を定型化するのが後見の特色になっている。高齢者に対する支援は様々な手当を要する。二者択一的な運用は、本来の成年後見制度が目指す理念と反することになり、実態に対応していない。高齢者は、急に能力が減退していくわけではなく、徐々に能力が衰えていくことが想定されるわけで、残存能力を尊重するようなシステムにすべきである。

（図表７：法定後見制度の３類型[12]）

	補　助	保　佐	後　見
精神上の障害による判断能力の程度	十分でない	著しく不十分	欠く状況
開始決定についての本人の同意	必　要	不　要	
取消権	申立の範囲内の特定の法律行為	民法１３条１項　規定の重要な行為	日常生活に関する行為を除いた法律行為
本人の同意	必　要	不　要	
代理権	申立の範囲内の特定の法律行為		財産に関するすべての法律行為
本人の同意	必　要		不　要

（参考）民法１３条１項規定の重要な行為

- 貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払戻しを受けたりすること。
- 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- 贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
- 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

12　出典：新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見制度』（有斐閣、2009 年〔補訂〕）27 頁（表）「法定後見制度の３類型」

４．任意後見制度

（１） 任意後見制度とは

わが国において、高齢者世帯の家計資産額の多くは宅地資産と金融資産が占めているとされる。一般には「老後への備え」とは、自宅などの不動産の承継や金融資産による蓄えを指す。しかし、実際にはせっかく備えたつもりの自分の財産が、なかなか本人の思い通りになるとは限らない。「老後への備え」とは自分の意識がしっかりしている間に、将来の不測の事態に備えて、自らの思いや自分らしく生きるために、本来は必要なものと言えるだろう。そこで、後見制度は任意後見という仕組みが用意されている。

（２） 任意後見制度の流れ

本人が判断能力のある時に任意後見人との間で「任意後見契約」を結ぶことにより、自らの意思で誰にどのような支援をしてもらうか決めておくことができる。本人の生活、療養看護および財産管理に関する法律行為について、本人の判断能力の低下した時から死亡時までの期間、代理権が任意後見人に付与される。本人の判断能力が低下した後は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人の監督の下で任意後見人は委任事務を行う（一般的な事務の流れは図表８を参照)。

任意後見人を本人は自由に選べることができる。本人の親族、知人、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士等)、法人任意後見人（社会福祉協議会等)、複数（共同）任意後見人などが自由に選任できる。

任意後見契約は以下の３つの契約パターンを選べる。

「移行型」: 本人の判断能力低下により委任代理契約から任意後見契約へ移行

「即効型」: 任意後見契約の直後に効力を発生

「将来型」: 本人の判断能力が低下後に任意後見契約の効力が発生

任意後見の委任事項としては、財産管理に関する法律行為①～⑥がある。

①預金の管理（日常生活資金の支払い・入金)

②日常生活用品の購入

③不動産など重要な財産の売買契約や賃貸借契約の締結

④保険契約の締結･支払い

⑤実印など重要な証書類の保管・管理

⑥ 遺産分割・相続放棄など

身上監護に関する法律行為は以下の２つがある。

①介護・施設入所契約等の福祉サービス利用契約の締結

②医療契約・入院契約の締結

（図表８：　任意後見制度の手続き）

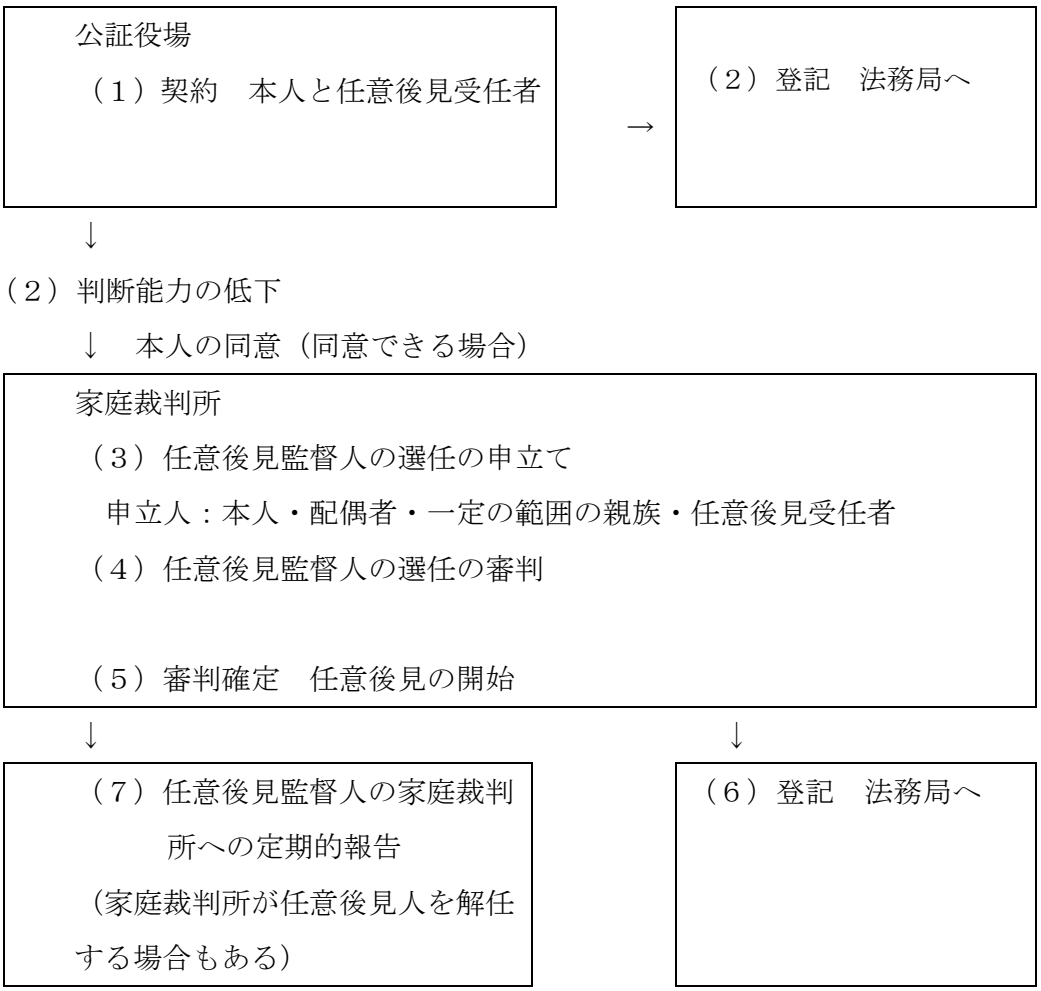

（３）任意後見制度の特徴

わが国の任意後見制度の特徴として、①任意後見契約は公証人の作成する公正証書によること、②公証人による任意後見契約の登記がなされる、③契約締結後、本人の判断能力が低下し、任意後見人の事務を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任することにより、任意後見契約の効力が発生し、④家庭裁判所の監督機能を、任意後見監督人を通じた間接的監督、任意後見人の解任権、任意後見契約の解除権、法定後見への移行に限定している点が挙げられる[13]。これは、本人の契約締結権（自己決定権の尊重）を維持しながら、国（家庭裁判所）の介入は最小限にすることで私的自治と本人保護の均衡と政策的な調整をとっているといえる。

[13] 新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見制度』（有斐閣、2009 年〔補訂〕）162 頁

５．後見制度を支援する仕組み

複数の制度が補完しながら、成年後見制度を財政的・組織的にサポートしているといえる。たとえば、以下のような制度・組織がある。

①介護保険制度

介護を事由として支給される保険制度で、2000 年、成年後見制度と同時に施行された。要介護状態又は要支援状態にある人のうち 65 歳以上の人は、入浴・食事などの日常生活での支援が必要な時、自己負担１割で、介護保険を適用してのサービスを受けることができる。この介護保険のサービスを受けるためには、サービス提供事業者と契約を結ぶ必要があるが、認知症などで契約締結能力が無い場合、成年後見制度を利用し後見人がその契約をおこなうことになる。市区町村に設置されている地域包括支援センターが自治体ごとにその拠点となっている。

②障害者自立支援法

知的障害者、精神障害者、身体障害者が自分の意思で選択した福祉サービスを利用し、自立した社会生活を送れるように支援するための法律で、2006 年から施行された。この法律の施行により障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の仕組みによってサービスが利用できるようになり、実施主体は区市町村に一元化された。この法律のもと、障害者が福祉サービスを受けようとするときは、事業者と契約する必要がある。その契約内容などを障害者自身が判断することが難しい場合には、成年後見制度と密接な繋がりを持つ。

③福祉サービス利用支援事業

軽度の認知症状のある高齢の方、知的障害・精神障害のある方のために福祉サービスの利用支援と日常的な金銭管理・書類等の預りサービスを行うために、全国の社会福祉協議会が実施している事業。この事業を利用するためには契約を結ぶ必要があり、ある程度の判断能力が必要となる。また、成年後見制度とは異なり、サポートできる範囲が限られている。

④成年後見制度利用支援事業

介護サービスの提供等を受けたくても、経済的理由等で成年後見制度の利用等を受けることができないようなことのないように、成年後見制度の利用にかかる費用の全部又は一部を助成する厚生労働省の事業。身寄りのない重度の認知症高齢者等について市町村長が後見等の審判の申立てをする必要がある場合等助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるものを扱う。

⑤民事法律扶助制度

日本司法支援センター（法テラス）との契約によって、後見等開始等の申立実費や司法書士・弁護士への報酬の扶助を受けることができる。後見人に支払う報酬の扶助は受けられない。

⑥公益信託成年後見助成金

全国の司法書士などの協力を得て設定した基金。後見人（親族以外の個人に限定）へ支払う報酬が助成されるが、後見開始等の申立費用、司法書士・弁護士への申立報酬は助成されない。

⑦成年後見センター・リーガルサポート

全国的な支援組織の例として、公益社団法人「成年後見センター・リーガルサポート」という司法書士によって構成される全国組織がある。全国に５０の支部を持ち、会員数は約６０００名の日本における成年後見人組織としては最も大きな団体である。通常の法律業務とは別に、会員が「司法書士後見人」として、判断能力が減衰している高齢者や障害者の皆様と直接関わりながら「身上監護や財産管理」を行っている。親族以外の第三者後見人の中で司法書士は一番多く家庭裁判所より選任をされている。また、後見人としての倫理や法律・医療・福祉等幅広い後見に関する知識・技能を身に付けるための「研修システム」と、会員に対して所属支部や本部が「指導・支援」をするシステムによって支えられている。

６．今なにが問題となっているか

わが国の後見には、家族後見と代理権濫用、そして、担い手不足の三つの問題点が存在するといわれている[14]。

（１）家族後見

一つ目の家族後見の問題の背景には、核家族化や家族の希薄化による「家族関係の喪失」または、家族関の利害対立や虐待という社会問題が存在する。核家族化や家族関係の喪失により親族後見の割合が低下し、家庭や地域における相互扶助の仕組みが機能しなくなってきている。また、家族関の利害対立や虐待の問題が、後見による財産管理や身上監護に対して、重大な人権侵害や横領・詐欺という刑事事件に発展している。一方、死後の事務という、身近な誰もが経験することが第三者後見の中で問題となるケースも増加している。わが国の高齢者介護や見守りについては多くは家族の負担の上に成り立っている実態がある。しかしながら、後見における本人の意思が周りの家族の思惑に左右される事例もあることに留意すべきであろう。

（２）代理権の濫用

二つ目に、後見人や任意後見契約における代理人の権限濫用、または不正の問題である。特に移行型と呼ばれる財産管理委任契約と任意後見契約をセットした場合、本人の判断能力が低下してきているにもかかわらず、前者の財産管理契約を継続したまま、任意後見契約の発動をせずに実質的に任意後見監督人を排除し、任意代理人の権限濫用につながる問題がある。専門職後見人における代理人の権限濫用または不正の問題も最近増加している。特に、弁護士などの後見業務を行う専門職による預り金の横領事件などが生じている。後見人の担い手が少ないこと、またはスキルの習得が困難なことを地域でバックアップすることは、裁判所の監督機能の活用と相互チェックの仕組み作りが重要な論点といえる。地域の実情に応じた後見支援制度の拠点作りと専門職、ボランティア、行政、民間組織の連携と合わせたチェック機能が必要とされる。

14 この問題につき日本弁護士連合会「任意後見制度に対する改善提言」（２００９年）と日本司法書士会連合会・社団法人成年後見センター・リーガルサポート「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見義務に対する提言」（２００７年）を参照。

（図表９：　地域の担い手と監督機能）

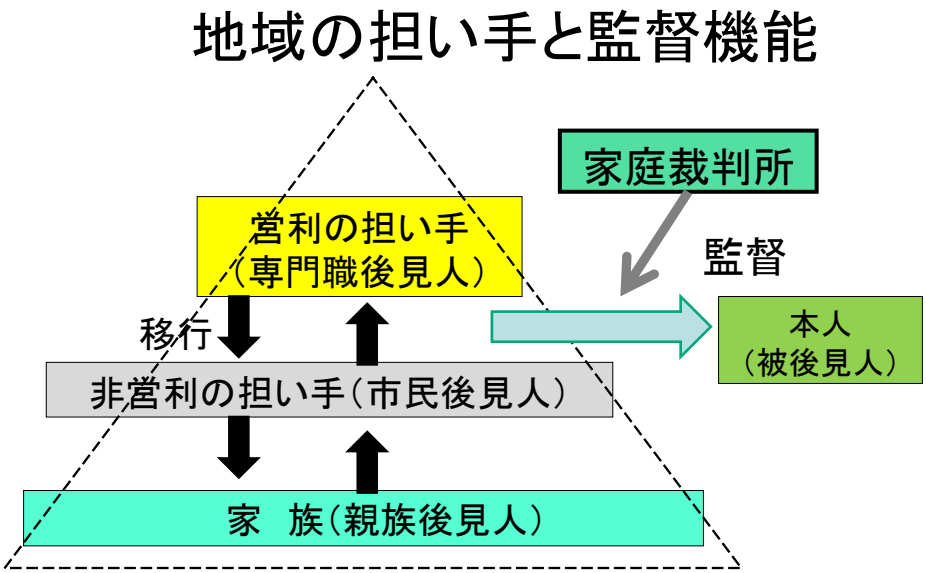

（３）後見人の養成と供給

後見の担い手の問題は、①公平性、客観性、②不正防止と監督体制の仕組み（複数受任制や法人後見など）、③本人に対する長期的、継続的なフォロー体制、多様なサービスの提供といった視点が存在する。第三者の後見人が選任されるケースは増加してきている[15]。しかし、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人は、供給が需要に追いついていない状況がある。その理由には、専門職とはいえ、多く

15　成年後見人等と本人との関係について（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成２３年１月～１２月－」より）　成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，配偶者，親，子，兄弟姉妹，その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約５５．６％（前年は約５８．６％）を占めている。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは，全体の約４４．４％（前年は約４１．４％）であった。その内訳は，弁護士が３，２７８件（前年は２，９１８件）で，対前年比で約１２．３％の増加，司法書士が４，８７２件（前年は４，４６０件）で，対前年比で約９．２％の増加，社会福祉士が２，７４０件（前年は２，５５３件）で，対前年比で約７．３％の増加となっている。

は他の業務と兼務し、組織において仕事をしている者は時間を自由に使うことが困難な状況がある。また、単独では後見事務を受任する件数にも限界がある。そして、低額な報酬または無報酬では、専門職の場合、なかなか受任することができないこともあり得る。後見業務は多岐にわたり、生活費の支払などの事務は煩雑で時間をとられる割に、報酬が低額または無報酬であることが、専門職後見人が不足する背景にある。地域における後見事務の担い手をどのように供給するか、人材をどのように調整するかが課題となる。

親族後見の負担を軽減するために、専門職後見人にスイッチすることは、コストや供給の問題が生じる。一方で、複雑な事案や非常に責任の重い仕事を、いきなり市民後見人のような経験の浅い担当者に委任してしまうことは、継続性や質の面で問題となろう。よって、後見事務の初期段階での複雑な手続きが必要な場面では、専門職が担当し、経常的な反復業務などは市民後見人に引き継ぐような、移行型のシステムと質の高い担い手の育成が求められることになる。しかし、わが国の後見ニーズは増加することは明らかであり、後見制度以外の他の制度とのベスト・ミックスや行政との協力が必要であると思われる。市民後見人の育成とその啓蒙活動をさまざまな地域の中核機関が関与することが求められる。

（4）課題への処方箋

これらの課題克服に後見制度が本人の保護について、どのような積極的な自律的機能を持つのかが重要な意味を持つ。遺言は死後の意思を実現させるものといえよう。他方、法定後見には意思喪失後の補助的な役割があり、本人の権利能力が制限される最終的な局面となる。任意後見には本人は生存し、なおかつ判断能力が衰える前からの意思の実現が可能となる制度である。本人の自己決定権が尊重されることが最優先となるが、その権利行使は第三者に委ねられることになる。権利行使の実質がなんらかの形で担保される必要性が求められるのである。そのためには、後見人（含む任意後見人）としての実質的な要件が問題となる。後見の担い手の要件とは次のようなものが考えられる。

① 本人の意思実現（ベストインタレスト）に最適な人には、公平性、客観性が求められる。

② 後見には不正防止と監督体制の仕組みが必要であり、複数受任による相互チェック体制や法人後見などのガバナンス体制の活用が求められる。

③ 本人に対する後見人等の長期的、継続的なフォロー体制の確立が求められる。

④ 後見内容の質の確保には、最低限度（低価格）のサービスには公的支援、付加価値の高いサービスは契約者負担という、セーフティーネットの確保と多様的なサービスの提供が、制度全体の質の向上に求められる。

上記の実現のためには単独の事業者や行政主体の担い手に負うのではなく、専門家と

地域と最も身近な家族の連携が必要となろう。

また、複数のメニューを用意し、ケースにより選択と組合せにより、本人に最も相応しい後見支援サービスを地域に用意する必要がある。それには、自治体などの公的主体のみならず、民間のネットワークを含めた、地域の社会資源を活用した共同支援組織が求められる（図表１０参照)。弁護士、司法書士等の法律の専門家、社会福祉士等の福祉の専門家、地域包括支援センターなどの法人に加え、医療機関、金融機関、商店、郵便・宅配業者など地域の既存ネットワークを加えた包括的な支援組織を考えることが、特に広域的な地方自治体には求められる。

（図表１０：　地域の担い手と社会資源[16])

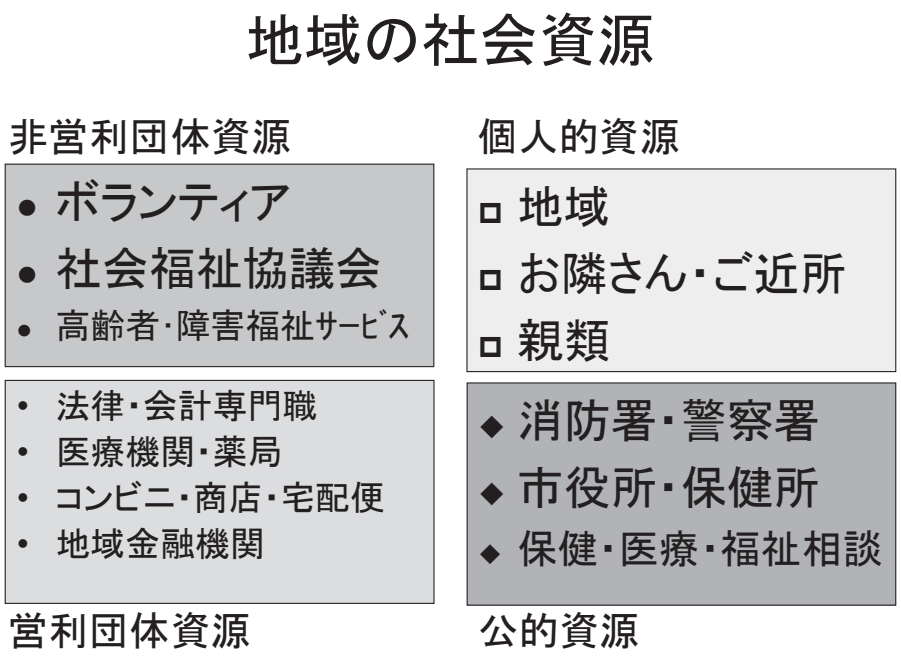

16　笛吹市社会福祉協議会「生活支援員・市民後見人養成講座実習テキスト」16 頁　社会資源関係図（エコマップ）より作成

第２章　　海外の成年後見制度

１．諸外国の後見制度を研究する意義

高齢者の財産管理の担い手は、従来①成年後見法制度(担い手は主として弁護士・司法書士等専門職かＮＰＯ法人支援者)、②信託制度（担い手は信託銀行等金融機関）、③福祉サービス契約（主たる担い手は地域支援センター等の福祉・介護担当者）に分断されていた。個々の実務・法的問題は社会的にも注目を集め、問題点の検証が先行しているが、総合的な活用の研究は大きく立ち遅れている。特に日本の地域コミュニティにおける活用、検討についての研究はあまりみられない。一方、ドイツやイギリスなどでは「世話人法」などの先行研究があり、わが国においても先進的な事例を参照しながら、地域の実情に合った市民後見人と支援法人、専門家との連携モデルの策定を検討する意義は大きいといえる。

本章では、近年、新しい理念に基づく成年後見法制定の動きが活発であるイギリスの「持続的代理権 (Enduring Powers of Attorney)」から「永続的代理権(Lasting Powers of Attorney)」または、「継続的代理権(Continuing Powers of Attorney)」の実例を参照する。これらの英米法圏での先進的な事例はわが国への示唆に富むものであるが、大陸法系での民事法分野からのアプローチは、現行民法や成年後見制度を既に導入している日本の実情に近いものが想定される。特に、ドイツにおける「世話人」制度は、高齢者財産管理を地域コミュニティの中で実際に運用する場合の格好な研究対象となる。以下、先進各国での動きにつき概観することにしたい。

２．イギリス

（１）ＥＰＡＡ（Enduring Powers of Attorney Act）

はじめの任意後見制度を創設したのはイギリスで、1986 年制定の持続的代理権授与法（Enduring Powers of Attorney Act）である。本人に意思能力があるときに代理人に代理権を授与し、本人の能力喪失後は、代理人が本人の意向を尊重して支援するもので、10 年間で 2 万人が活用した。自己決定権の尊重を基本とする画期的な制度である。こうした制度の弱点は、悪しき動機を持った代理人による権限の濫用であるが、イギリスでは裁判所が代理人のチェックを行う仕組みを取り入れている。

1986 年の法律では、財産管理への適用だけに限定されていたが、2005 年の意思能力法（Mental Capacity Act）では医療、福祉、介護等の身上保護にまで拡張した。任意後見の考え方は、リビングウィルやターミナルケアのあり方にまで結びついてくる。現在、議論の分かれる安楽死を除き、身上保護について適用する方向で検討が進んでおり、先進的な改革が行われようとしている。

イングランドとウェールズにおける伝統的な高齢者等の財産管理制度として、保護裁

判所（court of protection）と財産保全管理人(receiver)が存在する。これらは、現在でも重要な役割を精神的な機能低下に見舞われた人々や家族に提供している。当初、法定後見制度は、本人の意思能力喪失を証明しなければならず、手続きに時間と費用がかることで、制度利用の見直しが検討された。法定代理から本人の意思決定に任意代理を活用する道が模索された。コモンローの制度では、個人が自らの意思を実現させるための法的制度には伝統的な代理（mandate）や代理人（Attorney）の選任が通常利用されてきた。しかし、本人の死亡や自らの意思能力を失った時点でこれらの代理権限は終了すること、また、代理人による権限濫用の弊害から、持続的代理権制度（1985年持続的代理権法（Enduring Powers of Attorney Act 1985）（以下 EPAA と略す）が生み出された[17]。この EPAA は任意後見制度のさきがけとして、他の国々の同様の制度のモデルとなった。代理人による権限濫用の防止措置として、裁判所による監督機能を強化する仕組みを取り入れたことは特に注目される。

（２）ＭＣＡ（Mental Capacity Act）とＬＰＡ(Lasting Powers of Attorney)

EPAA ではでは、代理権の範囲が財産管理のみに限定されていたが、その後、2005 年意思能力法（Mental Capacity Act）（以下 MCA と略す）では本人の身上監護にまで対象を拡大し、医療行為や身の回りの世話まで幅広く本人のために保護するする制度へ改革されてきた[18]。この MCA におけるいくつかの重要な制度概念について触れておきたい。一番目はベストインタレスト（best interests）の考えである。「能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下でなされる行為又は意思決定は、本人の最善の利益のために行われなければならない（MCA１条５項)」という本人の最善利益を図ることが、残存能力推定の原則とともに自己決定尊重の原則として制度の基本概念に示されている。本人のベストインタレストを判断する具体的な基準としては、①単に年齢や容貌、根拠のない本人の様子や行動のみからは判断できない（MCA４条１項)、②本人の生活状況全般、将来の能力回復の可能性・時期を考慮に入れ、また、意思決定に際し、極力本人の参加を促すことにより本人の参加能力を高める努力の義務付け（MCA４条２、３、４項)、③本人の過去及び現在の要望及び感情（本人が能力を有していたときに書かれた書面を含む)、意思決定に影響を与えた信念及び価値観などを考慮に入れること（MCA４条６項)、④意思決定者は本人以外に(a)本人の相談者、(b)本人の介護者又は福祉に関心のある者、(c)本人により授権された永続的代理人(lasting power of attorney)、(d)裁判所に任命された本人のための法定代理人の見解を考慮にいれなければならない（MCA４条７項）と定めている。二番目に重要な新た

17　制度の詳細についてはデンズィル・ラッシュ（志村武訳「持続的代理権（Enduring Powers of Attorney)」実践成年後見１号（2000 年）８頁以下

18　制度の詳細については新井誠監訳・紺野包子翻訳『イギリス 2005 年意思能力法・行動指針』民事法研究会(2009 年)7 頁以下。なお、MCA 各条訳は本書に依拠した。

な制度概念として、永続的代理権(Lasting Powers of Attorney)（以下 LPA と略す）の創設である。これは、従来の持続的代理権（Enduring Powers of Attorney）が本人の財産管理のみに適用されていたものを、本人の身上福祉にも LPA には及ぶことにした。また、EPA は本人の能力低下後にいわば事後に登録することになるが、LPA はいつでも登録することが可能である。MCA はこの両者の代理制度の並存を認めつつ、身上監護と財産管理における代理人としての地位を LPA に集約させた。このようなイギリスにおける制度改革により、任意後見制度が新たな展開をしたことにより、社会で活用されるインフラになっているといえよう。

（↓イギリス保護裁判所　ロンドン（2012 年 4 月）筆者撮影）





((ケーペニック区裁判所内　ベルリン（2012 年 5 月）筆者撮影↑）

３．ドイツ

（１）世話法の制定

ドイツでは、1990 年の成年者世話法（Gesetz zur Redorm des Rechts der Vormundschaft und Pflegschaft für Volljährige）によりドイツ民法（以下 BGB）の成年後見制度が改正され、「行為能力剥奪の宣告制度を廃止し、従来の成年者に対する後見及び保護の制度を、補充制の原則と必要性の原則に立脚した「世話（Betreuung）」という新たな法定後見制度に組み替えた」[19]。その後、２００５年の世話法改正法（Betreuungsrechtsänderungsgesetz）の中で、従来の法定後見制度と新たに「老後にあらかじめ備える代理権（Altersvorsorge-Vollmacht）」を組み込むことにより、「任意代理権に基づく任意後見制度が、法定後見制度である世話制度に接合されることになり、従来の法定後見一辺倒のシステムからの脱却が図られることとなった」とされる。つまり、「ドイツの成年後見制度である世話法は法定後見制度を最優先する立場からパラダイムを転換して、法定後見制度と任意後見制度が並列し、むしろ後者に力点

19 新井誠「成年後見法体系の構築」実践成年後見 33 号（2010 年）6-11 頁　以下のドイツ法についての記述は本論文に依拠している。

を置く立場に変化したこと」ことになった。ではなぜ、このような「事前委任」の考え方に成年後見制度がシフトしてきたのであろうか。ドイツの成年者世話法制度のデメリットとして、国家行為による本人の基本権の否定と手続きに時間がと費用がかかることが報告されている[20]。もちろん、利用者数の点からも法定後見としての法的機能は引き続き存続する意義は認めつつ、裁判所の関与しない任意後見の利用者は増加している（ドイツは６０万件・日本は４万件）点は興味深い。任意後見の増加要因としては、①自己決定権の尊重、②申請書式の簡便化、③利用者意識の向上などが挙げられている。特に、事前委任によるケースで多いのは信頼関係の強い配偶者が日常的な委任事務を行い、医療行為などの重要事項は裁判所が関与することにより責任や本人の意向を反映できる仕組みは、家族と利益相反関係にある点問題となるわが国においては参考になるであろう。このような変化は、「本人の保護・自己決定の尊重」という基本原理が、法定後見から任意後見へとその制度の重心を移してきたことの証であるともいえよう。

（２）世話法改正の流れ[21]

1990 年ドイツ世話法における「世話」概念は、本人の自己決定権を尊重することを目的に「必要である限り」というのがこの法律の全体を貫徹している（必要性の原則）。1998 年の第１次世話法改正では、この「世話」概念を拡大し、法的な必要な活動を含むとされた。医療同意や収容について代理権付与の合法性が認められ、自己決定権を強化し、さらに個人の自立性優先の考え方に沿ったものとなった。一方、世話法の施行以来、世話の件数が２倍以上に増加し、州の財政への負担が予想をはるかに超えた。できる限り予防的措置によって対処するべきであるとの考えから、委任権付与、代理権付与と一括報酬制（「職業世話人報酬法」により被世話人の財産規模、自宅か施設かなどで報酬額が異なる。）を導入し、コスト削減が検討された。2005 年の第２次世話法改正法は、世話計画作成の必要性、治療のため強制的な医療の原則、職業世話人の一括報酬制、裁判官業務の司法補助官への移行、名誉職世話人選任前に専門鑑定の省略などができることになった。2009 年７月には第３次世話法改正法が制定され、同年９月１日には、家事事件及び非訟裁判手続きを改正する法律が施行されたことにより、後見裁判所、世話裁判所にも、その手続きを簡潔にすることが可能となった。

---

20 フォルカー・リップ報告　横浜成年後見法世界会議「基調講演」（2010 年 10 月 2 日）及び第３分科会報告「ドイツにおける任意後見」（2010 年 10 月 3 日）以下の記述は同報告に依拠した。

21 （２）世話法改正の流れの部分は、2012 年 5 月 3 日にベルリン日独センター（Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin）で行われた日独成年後見法シンポジウムにおける、Dr. Andrea DIEKMANN 氏(ベルリン地方裁判所副所長)による基調講演「ドイツ世話法 20 年の経験」の内容に依拠したものである。

2009 年３月には、国連障害者権利条約がドイツで発効したのを受け、第 12 回後見裁判所全国会議（2010 年 11 月）においても障害者を統合するコンセプトから、包括するコンセプトへと変換されるべきか議論された。ドイツ後見裁判所全国会議は、2006 年 11 月に開かれた第 10 回目の会合のテーマを「世話分野のクオリティー」とした。第２次世話法改正後にも、世話分野でのコストの上昇が続き、2007 年７月には連邦と州が一緒になったワーキンググループが発足した。この WG は、2010 年 10 月 29 日に最終報告書を提出したが、この支出増加をさらに注意深く見守ることを提言している。連邦司法省の WG は、2011 年 10 月 20 日の最終報告書の中で、現行世話法は国連障害者権利条約の目標に合致したものであるとの見解をとっている。また、この WG は世話官庁の機能強化を提言した。世話官庁が世話法上の手続きにおいては早期に世話人の選任前、あるいは事実関係の確認決定の同意留保命令前に審問されるようなすべきであるとした。

（３）実務における健康配慮[22]

「ドイツではいかなる形での行為能力剥奪といったものはもう行われてない」とされ、ドイツ世話法の基本的な考えの中に、ナチの犯罪に類似する「犯罪の防止」といった後見法が考えられた歴史的な背景があることが重要と指摘する。裁判官の仕事は、そのような世話が必要であれば、その世話行為の開始、世話人の指定、そして幾つかの承認事項を決定することにある。この裁判官の役割は、手続法で全て定められており、裁判官は本人すなわち被世話人と直接面談し、聴取しなければいけないといったことが定められている。本人と被世話人の聴取、面談といったことは裁判所で行うのみではなく、例えば本人の自宅を訪ねたり、入所施設を訪ねたりして行われる（これは、翌日の地区裁判所での視察において、実際の裁判官の面会の一部始終を見学することができた)。健康配慮においても、高齢者、病人だけでなく、誰でもがこのような世話を必要となるケースが生じる。

一方で、日本には、身上監護に関する規定は二つしかない（民法 858 条と 859 条の３)。たとえば、民法 859 条の３に関しては、居住用の不動産の処分等には家庭裁判所の許可が必要である規定だが、ドイツ民法と比べると、非常に限定的な規定と思われる。これに対して見守り活動、つまり本人の定期的な面談、面会が必要であるというのが、実際に日本の成年後見センター・リーガルサポートの考えであり、この民法 858 条の独自性を考えて、身上配慮義務として一元化されるべきであり、実務家はこの規定を非常に重要視している。

---

[22] （３）実務における健康配慮の部分は、（前掲注 15）シンポジウムにおける、Maria MAMMERI-LATZEL 氏（ケーペニック区裁判所判事)、小此木清氏、山﨑政俊氏による報告内容に依拠したものである。

（４）実務における収容および収容類似措置[23]

ドイツの裁判所で認められた収容が 2010 年で４万 5,000 件あるが、その根拠はドイツ民法典（BGB）第 1906 条である。ドイツ連邦憲法裁判所が医療措置を施さないことにより、本人に重大な健康侵害が生じる危険性があることも要件として認められる。これは強制的な医療行為、医療措置の問題となる。ドイツにも病院ないしは医師が世話人の指示に従ってどの程度の治療を行使し得るのか、明白な規定がない。例えば本人、被世話人が入院していても、医師が必要と考える医薬品の服用を本人が拒否した場合、本人を例えばベッドに拘束して注射を施してもよいかといった問題である。2011 年、ドイツ連邦憲法裁判所は、精神を病んだ人間の強制的な医療行為は重篤な基本権侵害に当たるため、極めて厳しい前提条件のもとでのみ許されるとした。本人の意思に反して施される強制的な治療に関する法律に関し、ドイツ連邦憲法裁判所は厳しい前提条件を課している。

一方、日本の強制入所制度には、①高齢者の障害者のための制度（高齢者虐待防止法９条、老人福祉法 10 条)、②精神障害者のための制度（精神保健福祉法による医療入院）がある。そのほかに司法制度による強制入院、強制通院というのもあるが、日本の民法には収容に関する規定は無く、特別法によっても一律的な立法は見送られたという経緯がある。そして日本の入所制度の問題点として、行政や医療の関与はあるが、全体的に司法の関与がないということや、入所や入院に際して本人の能力行為を確認するという制度は、家族内での虐待や本人の居所指定権の問題との関連も含め日本の課題である。

（５）財産管理と同意留保[24]

ドイツ民法典（BGB）第 1903 条においては、世話裁判所は本人あるいは被世話人の資産に極端な危険が及ぶことのないように、個別のケースにおいて同意留保を命じることができる。つまり、被世話人は世話人を選任されたときに規定された任務分野における意思表示をする場合、世話人の同意を必要とする。同意留保は、例えば、被世話人が自分の経済的な可能性を大きく超えて支出したり、契約することにより、本人の経済的な生活基盤が脅かされる場合や自らの福祉に反した行為をとる場合がある。統計によれば、現在、ドイツでは被世話人の５％が同時に同意留保を受けている。

---

[23] （４）実務における収容および収容類似措置の部分は、（前掲注 15）シンポジウムにおける、Achim KLING 氏 / Catrin JUNGE 氏（ウェディング区裁判所)、長谷川秀夫氏、川口純一氏による発言内容に依拠したものである。

[24] （５）財産管理と同意留保の部分は、（前掲注 15）シンポジウムにおける、Marita RIPPLINGER 氏（ウェディング区裁判所判事)、澁谷彰久による報告に依拠したものである。

できるだけ本人の自己決定権を侵害すべきでないという世話法を受け、同意留保という制度も結局は行為能力剥奪に近いところまで行く制度なので、極力控えめな利用を目指すべきである。

一方で、日本の後見制度（後見・保佐・補助３類型）から同意留保を検討する場合、後見は、完全に本人の判断能力が欠けている状態であるが、保佐、補助は本人の同意があることを前提に認められる制度になっている。そして申し立ての範囲は、この補助については、家庭裁判所での審判が定めている、日本民法第 13 条の第１項に書かれている行為や類型がある。補助について家庭裁判所の審判で認められることになる。ドイツにおいては、必要性の原則に従った「後見の開始」イコール、「これこれの能力の制限」というのが非常に例外的な扱いになっている。ところが日本の制度は、先ほどの後見の開始と同時に、自動的に行為能力制限になってしまうというのが後見の特色になっている。

（　日独成年後見法シンポジウム　ベルリン日独センター（2012 年 5 月 3 日）　）





（６）名誉職世話人(市民後見人)の養成[25]

ドイツでは、名誉職世話人(市民後見人)の研修を、例えば病院：疾病の場合、世話法：申請申し立て手続、法改正とかテーマを決め、外部から専門家を招聘し、例えば裁判所職員や医者などをそのトピックスに合わせて招聘してセミナーを開催している。これは名誉職世話人の研修であると同時に、人的なネットワーキングにもなり、そのような専門家とのコンタクトを名誉職世話人(市民後見人)に与える。しかし、そのようなグループ研修だけではなく、個人研修も行っており、世話人協会の指令権は無いが、司法補助官のほうからの指令権を持つ。世話人協会では、オン・ザ・ジョブトレーニ

25　（６）名誉職世話人(市民後見人)の養成の部分は、（前掲注 15）シンポジウムにおける、Jochen EXLER-KÖNIG 氏(トレップトゥーケーペニック世話協会)斎藤修一氏、髙橋弘氏による報告に依拠したものである。

ングの実施といった形になる。名誉世話人の候補が、世話協会に来て、協会がメンターといった形で個人教育を行う。言い換えれば、その名誉世話人のバックアップ世話人の役割を協会メンバーが担うということになる。例えば、リビングウィルがあるのか、そのほかの事前指示書があるのかといったようなことを一緒にお互いにチェックすることになる。そして、インターネット、個人面談、あるいは電話といった形で、メンターとして市民名誉世話人のケアは行われる。

４．２００９年「ストラスブール勧告」

欧州評議会は、任意後見（continuing powers of attorney（以下 CPA と略））と事前措置（advance directives）が EU 域内において利用促進されるための１７の勧告を２００９年１２月９日にストラスブールにおいて発表した。これは、各国の法制の違いを認めつつも、第一に、使いやすいシンプルな制度を目指すこと、第二に、適切な監督とチェック機能を持つ保護機能の強化を目指すことが目的とされている[26]。ドイツを含め多くの欧州諸国や米国・カナダにおける CPA の利用促進には共通する２つの理由があると思われる。それは、第一には、個人の自己実現としての基本的な権利の重視、自己決定の尊重を制度的に保障することにある。もう一つは、極めて政策的な側面から、CPA は個人的なものであり、委任者が利用しやすいシステムにすることが、普及の前提になる点である。CPA への入り口条件は低くし、内部コントロールや監督機能は維持することが合理的な制度であるとの認識が EU 内の政策判断ではないだろうか。むしろ、CPA の利用促進が、マーケットニーズや新たなビジネスの拡大につながり、ひいては公的制度における財政問題を契約関係へシフトすることも意図されているのではないかと考えられる。

26 勧告内容については「Adopted by the Committee of Ministers on 9 December 2009 at the 1073rd meeting of the Ministers' Deputies」 *https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1563397&Site=CM*(2010 年 10 月 5 日)を参照。

５．２０１１年「横浜宣言」

２０１０年１０月、横浜において、２０ヶ国・地域から約５百名に上る実務家、研究者が参加する「成年後見法世界会議」が開催された。そこで採択された「成年後見制度に関する横浜宣言」には、各国における法制度に関する現状認識と今後の方向性が集約されている。以下宣言の概要について見てみる[27]。

（１）現行成年後見法の改正とその運用の改善への提言

(ア)全国の市区町村長が成年後見等に関する市区町村長申立てをさらに積極的に実施しうる体制を法的に整備すべきである。

(イ)成年後見制度を利用するための費用負担が困難である者に対しては公的な費用補助を行うべきである。

(ウ)成年後見等の開始には本人の権利制限という側面があることに鑑み、原則として鑑定は実施すべきであり、また本人面接は省略すべきではなく、鑑定・本人面接の実施率が低水準にとどまっている現状を改善すべきである。

(エ)現行成年後見法は、成年後見人が本人の財産に関してのみ代理権を有すると規定しているが、成年後見人の代理権は財産管理に限定されるべきではなく、これを改めるべきである。成年後見人は、本人の医療行為に同意することができるものとすべきである。

(オ)現行成年後見制度に多く残されている欠格事由は撤廃すべきである。特に後見開始決定に伴う選挙権の剥奪には合理的根拠はなく、憲法で保障された普通選挙の理念に反し、基本的人権を著しく損なうものである。

(カ)任意後見制度は「自己決定権の尊重」に最も相応しい制度であるが、その利用は決して多いとはいえない。任意後見制度の利用を促進し、同時にその濫用を防止する立法的措置を講じるべきである。

（２）公的支援システムの創設の提言

成年後見制度は、利用者の資産の多寡、申立人の有無等にかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきであり、そのためには行政が成年後見制度全体を公的に支援することが不可欠である。このような公的支援システムは「成年後見の社会化」を実現するものあり、行政による公的支援システムの創設を提言する。成年後見制度の運用面における司法機能、とりわけ家庭裁判所の機能の一層の拡充・強化を図ることが公的支援システムの円滑な実

27　新井誠【監修】・2010 年成年後見法世界会議組織委員会【編】・紺野包子【訳】「成年後見法における自律と保護」（日本評論社、2012 年）309-313 頁
２０１０年１０月２、３、４ 日に横浜にて開催された２０１０年成年後見法世界会議は年後見法分野における 最初の世界会議。会議最終日に本宣言は採択された。

施の大前提となるべきである。このような公的支援システムの創設は、本人の親族、一般市民、各専門職間のネットワークを拡充させ、適切な成年後見人の確保、成年後見制度の権利擁護機能の強化に資するものである。

（３）新たな成年後見制度の可能性

日本の課題としては、「現行成年後見法の枠内にとどまることなく、常に新しい理念を求めてさらなる発展の可能性を模索すべきである」とし、「現行成年後見法は後見、保佐、補助という３類型を前提としているが、とりわけ後見類型においては本人の能力制限が顕著である。国連の障害者権利条約第１２条の趣旨に鑑みて、現行の３類型の妥当性を検討する必要がある。同時に、成年後見手続における本人の保護に関する検討も必要である」と提言された。また、「本人の能力制限をともなわない保護手段として信託の活用が考えられるが、日本においてはこのようなタイプの信託は普及していない。裁判所が信託設定に関与する成年後見代替型の信託導入について検討する必要がある」と提言された。このような考えは、本章で既に述べた海外における CPA への流れと平仄を合わすものであり、わが国の高齢化社会における「老後の備え」には必要なインフラとなるであろう。

（「成年後見制度に関する横浜宣言」（2010 年 10 月 4 日）　筆者撮影）

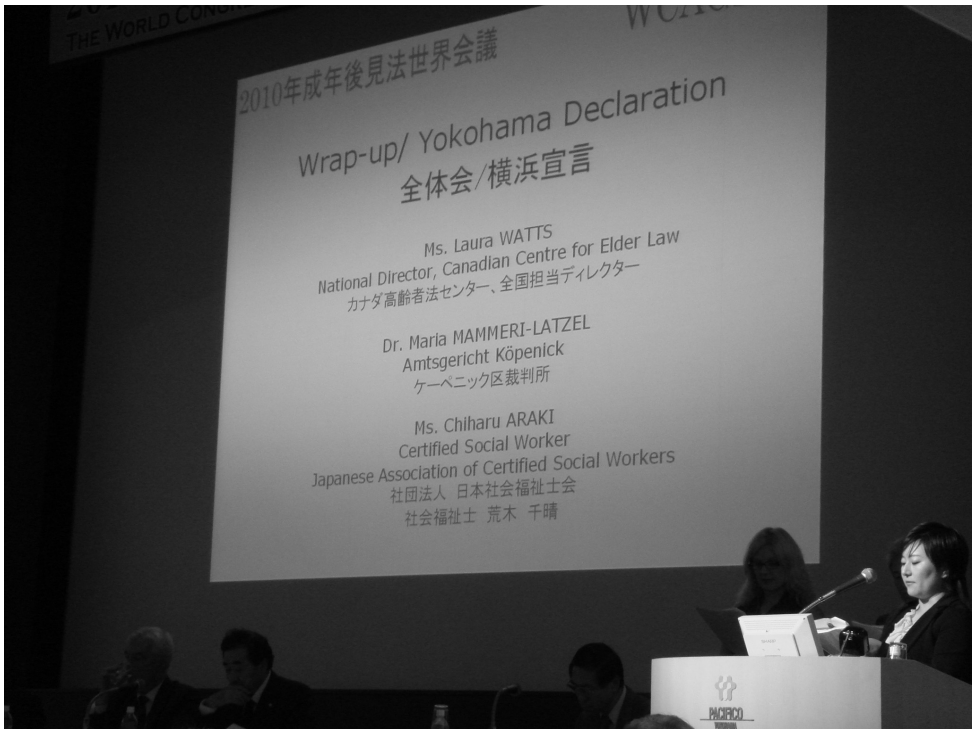

第３章　　市民後見人と地域連携

１．市民後見人とは

「市民後見人」という言葉は法律用語ではなく、明確な定義されたものはないが、「自治体、ＮＰＯ法人等が研修を通じて養成した一般市民による成年後見人等（候補者）」であり、「単なるボランティアや臨時的なものでなく、研修等により後見活動に必要な法律・福祉の知識や実務対応力を備え、成年被後見人等の権利を擁護するために継続的に活動を行う者」[28]であるとか、「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」[29]と定義されてきた。また、市民後見人は、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効であるとされている[30]。市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」[31]が一般的に想定されている。

市民後見人には、２つの要素があるとされている。第一に、専門職後見人は除かれるということ、第二に、後見職務に対する一定の資質を備えていなければならないということである。後者を担保するために、①養成体制（養成研修等）、②支援体制（支援活動、継続的な研修等）、③監督体制の組織的な整備が必要とされている[32]。

市民後見人は「自発的な意思に基づいて行う社会貢献活動」という点ではボランティア活動と共通しているが、大きな違いは、市民後見人は、家庭裁判所による審判により選任されたいわば「公的任務」を担っている点である。家庭裁判所は市民後見人に対しても、監督責任を負い、市民後見人は定期的な報告を行い、不適切な行為を行った場合は解任という処分を受けなければならないことになる[33]。

---

28 新井誠「第三者後見人養成の意義」実践成年後見 18 号（2006 年）６頁

29 日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会（平成 18 年度報告書)」（2007 年）11 頁

30 「成年後見制度の現状の分析と課題の検討-成年後見制度の更なる円滑な利用に向けて-」成年後見制度研究会報告書（2010 年）14 頁

31 日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会（平成 18 年度報告書）」（2007 年）68 頁

32 池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・斎藤修一編「市民後見入門－市民後見人養成・支援の手引－」（民事法研究会 2012 年）15 頁

33 成年後見センター・リーガルサポート編「市民後見人養成講座１　成年後見制度の位置づけと権利擁護」（2013 年）７頁

２．新たな市民後見人の育成

市民後見人にとって重要な動きがあったのは、老人福祉法改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)である。「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立により、老人福祉法３２条の２（後見等に係る体制の整備等）が新設された。この規定により、市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために、

(1)研修の実施

(2)後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

(3)その他必要な措置[34]

を講ずよう努力義務を負うことになった。さらに、都道府県も、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとすることし、市町村をバックアップする努力義務が課せられることになった。

１．で述べた①養成体制、②支援体制、③監督体制の組織的な枠組みが自治体を中心として設けることが義務づけられた。

（図表１１：市民後見人のイメージ[35]）

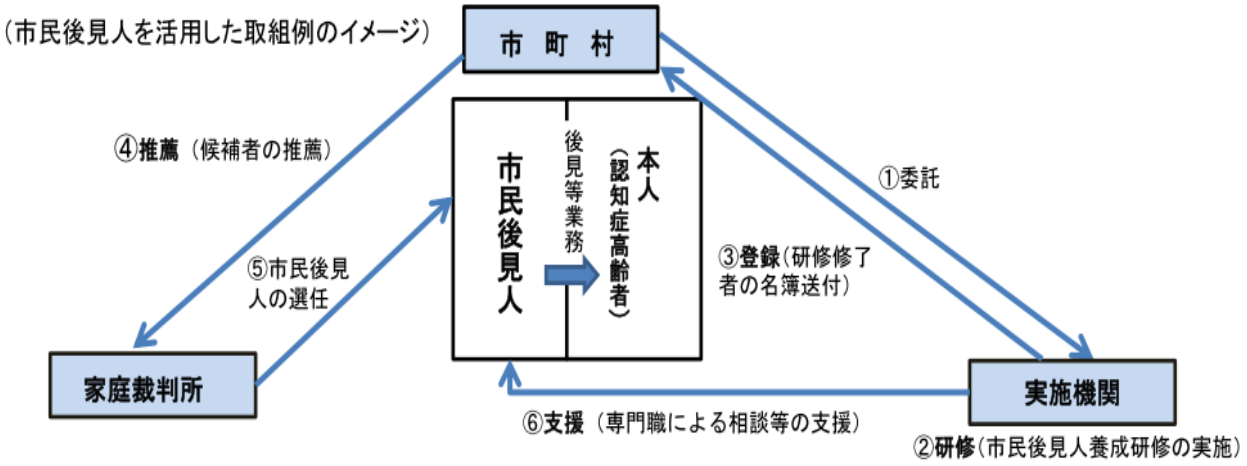

34 例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置。

35 出典：厚生労働省 HP（www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/ikusei_katsuyou.pdf）

３．市民後見人推進事業

（１） 目的

市民後見人にとってもう一つの動きは、平成２３年度からの、厚生労働省による、「市民後見人推進事業」のスタートである。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大し、今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。厚生労働省の施策は、こうした成年後見制度の諸課題に対応するために、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築するために、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する取組を支援する[36]。

（２）実施主体

本事業の実施主体は、市町村を中心とし、市町村社会福祉協議会、ＮＰＯ法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督することになる。

（３） 事業内容

① 市民後見人養成のための研修の実施

（ア）研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

（イ）研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成する。

② 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

（ア）市民後見人の活用等のための地域の実態把握

（イ）市民後見推進のための検討会等の実施

③ 市民後見人の適正な活動のための支援

（ア）弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

（イ）市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

---

[36] 厚生労働省ＨＰ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shimin kouken/index.html）参照

④　その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

（４）全国自治体での取り組み

平成 23 年度市民後見推進事業実施市区町は以下の通り（37 市区町（26 都道府県）。釧路市（北海道）　余市町（北海道）南富良野町（北海道）本別町（北海道）八戸市（青森県）横手市（秋田県）　湯沢市（秋田県）　福島市（福島県）本宮市（福島県）玉村町（群馬県）飯能市（埼玉県）松戸市（千葉県）墨田区（東京都）横浜市（神奈川県）小矢部市（富山県）加賀市（石川県）あわら市（福井県）北杜市（山梨県）[37] 沼津市（静岡県）　富士市（静岡県）豊川市（愛知県）　高浜市（愛知県）大津市（滋賀県）大阪市（大阪府）岸和田市（大阪府）神戸市（兵庫県）西宮市（兵庫県）米子市（鳥取県）浜田市（島根県）　笠岡市（岡山県）　坂出市（香川県）松山市（愛媛県）　筑紫野市（福岡県）水俣市（熊本県）薩摩川内市（鹿児島県）

平成 24 年度の市民後見推進事業実施市区町は、87 市区町（33 都道府県）に拡大し実施されている。

４．市民後見人の職務

市民後見人の具体的な職務は、① 日常生活の見守り、② 書類の整理、③ 日常生活における現金の届け、④ 緊急時の支援、⑤ その他必要と認められる業務といった専門性を要しないものとなる[38]。市民後見人は、多忙な業務を抱える専門職後見人と違って活動時間に余裕があることが多く、より本人に対して細かな後見事務を行うことができる。また、市民後見人の活動は、地域に根差した福祉活動の一環でもある。判断能力の不十分な人を支援するという、地域に寄り添って活動することを通じ、地域住民やご近所の人々と交流を広げることができる（顔の見える後見人）。市民後見人の活動は、ほとんどが無報酬ではあるが、その職務は家庭裁判所の審判を経る公的な責任が伴う。また、被後見人がなくなるまでの長期間にその職務がわたることもあり、決して軽いものではない。ドイツにおける名誉職後見人のような報酬は保障されていないが、市民後見人にとって社会貢献への意欲や倫理感を持つことが重要となる。
市民後見人と専門職（法律職・福祉職）後見人の職務を類型化すると，次のような表になる。

37　山梨県においては北杜市が平成２３年度市民後見推進事業実施市区町に選定された。
38　日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会（平成 18 年度報告書)」（2007 年）38 頁

（図表１２：市民後見人と専門職後見人の業務の類型[39]）

	施設入所者	在宅生活者
法律専門職	・特に財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 ・紛争性を有する事例	・親族間の財産等の訴訟を含む争い、虐待、債務整理などがある事例
福祉専門職	・障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上監護に専門性が必要な事例	・本人が重度の認知症・精神障害者、重複障害者である事例 ・親族、近隣との関係調整が困難な事例 ・保健福祉サービスが未導入の事例 ・本人の意思確認が困難な事例
市民後見人	・財産は高額でなく管理しやすいもの。定期的な見守り、ケアチェックが中心の事例	・軽度の認知症・知的障害者であって、財産は高額でなく日常の金銭管理が中心で身上監護に困難性がない事例

５．市町村の取組と研修体制

（１）市町村の取組体制について

平成２４年４月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うこと（老人福祉法第 32 条の２第１項)、併せて、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定された（同法同条第２項)。そこで、市町村には以下のような取り組みが求められることとなった[40]。

① 市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うこと。

② 都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援が必要なこと。

---

39 日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会（平成18年度報告書)」(2007年）13頁　表市民後見人と専門職後見人の業務の類系化」より抜粋。

40 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室資料：平成２４年３月２７日付　各都道府県指定都市市民後見担当（部）局 宛「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」

③ 市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援すること。

④ 市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討すること。

⑤ 実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施すること。

（２） 養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要がある。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要とされる。市民後見人の養成プログラムについて、厚生労働省は「市民後見人養成のための基本カリキュラム[41]」を示している（資料２：参照)。基礎研修 21 単位／1260 分（1 単位：60 分）と実践研修 29（31 補講）単位／1080（1200 補講）分+α（体験実習・レポート作成）の合計 50 単位（ 39 単位（講義・実務・演習）＋11 単位（体験学習+レポート作成））のモデル履修案を作成している。

内容は、

1　市民後見概論　市民後見概論　3 単位　180 分
2　対象者理解　高齢者・認知症の理解　2.5 単位　150 分
3　障害者の理解　2 単位　120 分
4　成年後見制度の基礎　成年後見制度概論　1.5 単位　90 分
5　※どこかで消費者保護　成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度　1 単位　60 分
6　成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度　0.5 単位　30 分
7　成年後見制度と市町村責任　0.5 単位　30 分
8　地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業 0.5 単位　30 分
9　民法の基礎　家族法　1 単位　60 分
10　財産法　1 単位　60 分
11　関係制度・法律　介護保険制度　1.5 単位　90 分
12 （当該市町村・地域の取組現状）　高齢者施策／高齢者虐待防止法　1 単位　60 分
13　障害者施策／障害者虐待防止法　1 単位　60 分

41　平成 23 年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定された。

14※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を
補講すること 成年後見を取りまく関係諸制度の基礎～生活保護制度・健康保険制
度・年金制度 1.5 単位　90 分
15　税務申告制度 等　0.5 単位　30 分
16　市民後見活動の実際　後見実施機関の実務と市民後見活動に対する
サポート体制 1 単位　60 分
17　現役市民後見人による実践報告　1 単位　60 分
18　対人援助の基礎　対人援助の基礎　2 単位　120 分
19　体験実習①　体験実習についての留意点　0.5 単位　30 分
20　体験実習②　後見人の後見業務同行　2.5 単位　約半日
21　体験実習③　施設実習　5 単位　約 1 日
22　家庭裁判所の役割①　家庭裁判所の実際　1.5 単位　90 分
23　家庭裁判所の役割②　家庭裁判所見学　1.5 単位　約半日
24　成年後見の実務①　申立手続書類の作成　2 単位　120 分
25　成年後見の実務②　財産目録の作成　1.5 単位　90 分
26　成年後見の実務③　後見計画・収支予定の作成　1.5 単位　90 分
27　成年後見の実務④　報告書の作成　1.5 単位　90 分
28　成年後見の実務⑤　後見付与申立の実務　1.5 単位　90 分
29　成年後見の実務⑥　後見事務終了時の手続き／死後事務　1.5 単位　90 分
30　課題演習　事例報告と検討　5 単位　300 分
31　レポート作成①　志望動機書(ｴﾝﾄﾘｰｼｰﾄ)　－　－
32　レポート作成②　体験実習の報告書作成　2 単位　－
33　レポート作成③　市民後見人像　1 単位　－
34　当該市町村・地域の現状　介護保険・高齢者施策への取組状況　0.5 単位　30 分
35　障害者施策への取組状況　0.5 単位　30 分
36※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略
地域福祉への取組状況　0.5 単位　30 分
37 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」
を補講社会資源　0.5 単位　30 分　を基本としている。

（３）家庭裁判所への推薦とその他必要な措置

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することになる。また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とされる。また、養成研修修了者に対して、選考委員会等を活用し、

面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要がある。

（４）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するために、専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要であり、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要がある。

６．市民後見人養成の課題

各自治体での取組は今後、全国的な広がりとなるであろう。一つの事例として大阪市の市民後見養成講座のカリキュラムを紹介する[42]。平成２２年８月～１０月にかけて講座申込２１８人、参加１７３人、基礎講習申込者８３人、受講者７９人であった。平成２３年１月～３月における 4 日間（20 時間・9 科目）の研修・終了後レポート提出・面接実施し、最終的には平成２３年に 9 日間（45 時間）の実務講習を修了者した者は４２名であった。最終面接・意思確認を経て、後見人候補者として市民後見人バンクへ登録した者は４０人であった。このようなプロセスを経て市民後見人として実際に現場に配属されるには、多くの実習先等の支援体制が必要となる。大阪のような大都市圏では、それなりの人材と施設等があるが、全国の自治体が同じ規模で研修体制を構築するにはかなりの労力が必要となろう。地域における市民後見人養成のためのインフラ作りが求められる。

42 （資料３）:「大阪市の市民後見養成講座の概要・カリキュラム」

第４章　山梨県での取り組み

本章では、山梨県における市民後見人養成の事例と大学における取組について紹介する。

１．北杜市の市民後見人養成講座

北杜市社会福祉協議会では、従来から地域の高齢者が身近なところで安心した生活ができるようにするため、どのような支援が必要なのかを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行ってきている[43]。具体的には、地域におけるネットワークの構築 、実態把握、総合相談と継続的・専門的な相談支援を組織的に実施している。また、介護支援専門員等のネットワークを利用し、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関と相互の連携をとりながら、総合的に継続したケアマネジメントの支援を行うことを実践している。

そのような中で、平成２３年度市民後見推進事業として、3 月 6 日・8 日・9 日・13 日・15 日の 5 日間 に、「市民後見養成基礎講座」（おおよそ 18 時間）を開催した[44]。

以下は、その様子を伝える新聞報道である[45]。

『判断能力が不十分な人に代わって財産を管理する成年後見人の養成を、北杜、笛吹両市が進めている。親族や弁護士、司法書士らに代わる「市民後見人」を育て、後見が必要な市民に制度の恩恵が行き届くようにする取り組みだ。後見人の「数」だけでなく、「質」の充実も進められている。甲府家裁によると、県内での２０１０年の成年後見制度の申立件数は、２５０件。０８年が１７８件、０９年は１８０件と増加傾向にある。家族や親族が後見人を務めることが多いが、財産上の争いなどがある場合、家族や親族以外に頼ることもあり、第三者が後見人を務めるケースの割合は、２２～２５％ほどで推移している。　◎人口約４万９０００人の北杜市には、認知症や知的障害、精神疾患を抱える市民が約１８００人いる。市地域包括支援センターの宮沢秀一さん（５７）は「後見人を必要とする潜在的な需要は高いはず」と指摘する。だが、一人で複数の後見人を担当している弁護士や司法書士も多く、受け皿が不足しているのが実情だ。そこで同市は、市内で活動してもらえる市民後見人の養成講座を３月に初めて開講した。基礎講座では成年後見制度の概要や家庭裁判所の役割などを１８時間学ぶ。定員２０人の募集に対して予想を超える応募があり、主婦や自営業を中心とした５０～６０歳代の約５０人が受講した。基礎講座を修了後、市は実践講座

43　北杜市社会福祉協議会 HP
（　http://www.shakyo.or.jp/hp/business/index.php?s=842#4　）参照。

44　（資料４）:「北杜市市民後見人養成講座カリキュラム」

45　2012 年 3 月 22 日付 読売新聞

の受講希望者と面接し、老人ホームなどで高齢者との対人援助について約２０時間学んでもらう。研修を積んだ市民は市に登録され、市が甲府家裁に推薦する。基礎講座を受講した同市武川町山高、自営業河西俊文さん（５３）は「制度を本当に必要とする人を支援していくため、今後は同じ地域に住む私たちが積極的に担っていかなければならない」と意欲的だった。　◎ 県内市　町村に先駆け、０９年から後見人の養成に乗り出した笛吹市では現在、女性２人が市民後見人として活動しているほか、後見人候補者として約２０人が市に登録されている。同市の特徴は、後見人や後見人候補者が「実習」を積む点。市社会福祉協議会が法人後見人となっているケースで、後見人業務に同行してもらうなどし、「質」の向上も図っている。市社協の萩原学さん（４１）は「後見人業務の実習を通じ、市民後見人の質を向上できるようバックアップしていきたい」と話している。』

２．笛吹市での市民後見人実践例

笛吹市には生活支援員・市民後見人養成講座という市民後見人の育成プログラムがある。行政が市民後見人養成に一般公募に加え、市町村が推薦した人を対象に研修を行い、複雑な法律がからまないケースを担当する市民後見人が実際に採用された。このような取り組みにより、最初から重たい仕事を市民後見人に任してしまうのではなく、複雑な手続きが必要な場面では専門家が関わり、月々決まった業務になる段階で市民後見人に任すといった、いわゆる移行型システムの構築が可能となる[46]。

笛吹市は、社会福祉協議会による山梨県における市民後見人養成事業の、先進的な取り組みを行ってきている。平成２１年度で１６名、２２年度で１９名、２３年度で基礎講座３３名、専門講座２９名の終了者を出している。現在、現場実習を終了し、市民後見人として３名が実際に活動中の実績がある。現場実習生の平均年齢は５７歳で、男女比率は男性１４％、女性は８６％。職歴等は主婦・教員・金融機関・医薬品関係・福祉関係・NPO 法人・看護師など多彩な経歴の社会人が受講している。

笛吹市社会福祉協議会の取り組みは、地域で高齢者が安心で暮らせる、日常生活自立支援事業や成年後見制度を組み合わせ、地域住民と連携しながらの協同関係づくりをしっかりと行っている。そして、市民後見人の養成プログラムにより、地域住民の自発的な活動の場の提供とその支援体制・インフラ作りを様々な当事者（行政・民間・非営利組織・地縁・血縁）と連携することができる。

46　詳細については、(資料５)：笛吹市社会福祉協議会「市民後見人とともに地域を支える」（平成２４年度社会福祉協議会活動全国会議第２分科会発表資料）を参照。

３．本学における取り組み

今まで見てきたように、山梨県内においても高齢者・一人暮らし世帯の増加と共に、認知症ケアや財産管理など様々な形での支援やネットワーク作りが地域において模索され、実践されている。行政と専門職が協働し、制度の普及啓発活動に努めると同時に、地域資源である既存の担い手との地域単位での連携が今後ますます求められる。大学においても、学生と高齢者との交流や話し相手として、近隣の地域包括支援センター等において継続的な活動を行っている。地域の中核大学の役割も重要なものとなっている。

そのような中で、昨年、地域住民と専門職の連携、介護予防、権利擁護など多様な高齢化に対する課題を横断的に議論し、山梨の将来へ向けた提言を山梨県立大学の３学部から発信するという趣旨でのシンポジウムが開催された[47]。本シンポジウムでは、まず、報告１：「超高齢社会を生きるー認知症への対応」（依田純子山梨県立大学看護学部講師）、報告２：「高齢者の見守りと地域の課題」（伊藤健次同大学人間福祉学部講師）、報告３：「市民後見人の養成と課題」（藤巻真里子笛吹市社会福祉協議会　後見センターふえふき職員）のテーマで個別報告がなされた[48]。さらに、第二部において、実務家、研究者を交えたパネル・ディスカッションを行い活発な議論が展開された。

公立大学法人としての本学のインフラや教育研究機能を市民と専門職の地域連携の媒介または、コーディネーター機能として活かすことができないか、という視点でこのシンポジウムは企画された。本学は、国際政策学部においては、地域資源論・家族社会学・公共政策論・ネットワーク論・成年後見法等に関する社会科学系の学部であり、人間福祉学部においては、地域介護・高齢者福祉・介護技術・社会保障・精神医学等の分野を、そして、看護学部では、地域看護・在宅看護・高齢者看護・医療倫理・看護技術などの専門領域をそれぞれ持つ３学部により構成されている。このような地域における中核大学としての研究教育組織や、学内資源を活用することは十分可能であろう。市民後見人の養成講座プログラムを大学の既存カリキュラムの中で選択することにより、既にある教育資源を地域に還元し、実習や研修を地域の社会福祉法人などの組織と連携することが、今後の検討すべき課題となろう。

---

47 （資料６）：山梨県立大学地域研究交流センター　２０１２春季総合講座　特別企画
山梨県立大学３学部共催シンポジウム　統一テーマ「あなたの老後どう支えますか？ー市民と専門職の地域連携を目指してー」

48 詳細は（資料６）の報告レジュメ参照。

おわりに

わが国の急速な超少子高齢化の進展から、多くの地域で、高齢者の見守りについての方策とその可能性が提案、議論されている。しかし、一部の自治体での試みを除き、未だ本格的な成年後見の利用と社会的な広がりが見出されていないのが実情である。筆者の考えでは、第一に、後見制度の担い手が正当な報酬で雇用されず、社会的に認知されない現実があり、採算性が取れない実態があることが、普及の障壁となり、担い手不足の原因になっている。多くの民間事業者、特に金融機関としては魅力に乏しいことが、ビジネスとして新規参入・新商品開発を阻害していると考えられる。そして、第二に、後見人の担い手の育成には時間と手間がかかること、またはスキルの習得が困難なことがある。これは、後見人の業務が複雑で多様な経験が必要であることが原因といえる。本人の意思を実現するためには、財産管理と身上監護、司法と福祉、広範な介護と医療分野に精通した専門家がケース毎に必要となる。このような広範囲な専門領域をカバーできる人材の養成は簡単ではない。第三に、任意後見制度のような裁判所の監督機能が十分ではないこと。現行制度における家庭裁判所や専門職による監督だけでは、広範囲な地域における後見事務の全体像は掌握できず、十分な監督の目が行き届かないといえよう。担い手が広範囲であるということは、複数の業法規制が伴うことになる。この問題をわが国においてクリアーするには、自治体などによる公的後見や任意後見の拡大がひとつの方向であると思われる。

しかし、筆者はより現実的な方策として、わが国における地域資源である既存の担い手と制度を利用して、地域単位での連携が可能ではないかと考える。具体的には、①県単位での総合的な成年後見支援センターを創設し、そこに公的な監理監督機能を与える。このセンターにおいて各種後見制度と関連する福祉制度の法的コーディネイトや助言を行う。②各地域における既存組織（例えば、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員協会、弁護士会、司法書士会（リーガルサポート）など）は、後見人をサポートする機関としての基本契約を相互に地域内で包括的に締結する。ケースに応じて、地域の中で市民後見人に委嘱することも可能とする。③後見人等の権限濫用の防止に対する第三者的な観点から、制度の監督機能は地域の家庭裁判所または行政機関が負う。

このような地域に特化した、いわばご近所の「後見人」が身近に存在することが、制度の広がりと利用促進につながると考える。地域連携において、地域単位で似たような試みや試行錯誤が全国で行われている。山梨県においても、大学が後見制度へ人材育成などに取り組み、講義内容を地域に開放し、還元することが重要な役割となる。

本研究においては、大学における具体的な市民後見人の育成プログラムを構築することを今後の課題としたい。

資料編

（資料１）：山梨県の地域包括支援センター一覧

（資料２）：市民後見人養成のための基本カリキュラム（厚生労働省モデル）

（資料３）：大阪市の市民後見養成講座の概要・カリキュラム

（資料４）：北杜市市民後見人養成講座カリキュラム

（資料５）：笛吹市社会福祉協議会「市民後見人とともに地域を支える」
（平成２４年度社会福祉協議会活動全国会議第２分科会発表資料）

（資料６）：山梨県立大学地域研究交流センター　２０１２春季総合講座　特別企画
山梨県立大学３学部共催シンポジウム　統一テーマ「あなたの老後、
どう支えますか？－市民と専門職の地域連携を目指して－」プログラム

（資料１）

地域包括支援センター 一覧表

H24．4．1現在

圏域	市町村名	担当課	地域包括支援センター名	所在地 郵便番号	所在地 住所	電話番号	備考
中北	甲府市	高齢者福祉課（福祉支援センター） 〒400-8585 甲府市相生2丁目17－1 055-237-5484	甲府市東地域包括支援センター	400-0861	甲府市城東4－13－15	055-233-6421	琢美　東　富士川
			甲府市南東地域包括支援センター	400-0815	甲府市国玉町951－1	055-223-0103	里垣　玉諸　甲運
			甲府市西地域包括支援センター	400-0041	甲府市上石田1－7－14	055-220-7677	貢川 石田 池田 新田
			甲府市南西地域包括支援センター	400-0053	甲府市大里町5315	055-220-2315	国母　大国　大里
			甲府市南地域包括支援センター	400-0851	甲府市住吉5－24－14	055-242-2055	伊勢 住吉 湯田 山城
			甲府市北東地域包括支援センター	400-0003	甲府市塚原町359	055-252-3398	相川　北新 新紺屋
			甲府市北西地域包括支援センター	400-0071	甲府市羽黒町1657－5	055-252-4165	千塚 羽黒 千代田 能泉 宮本
			甲府市中央地域包括支援センター	400-0031	甲府市丸の内2－9－28勤医協駅前ビル4階	055-225-2345	春日　相生　穴切　朝日
			甲府市笛南地域包括支援センター	400-1507	甲府市下向山町910健康の杜センターアネシス内	055-266-4220	中道　上九一色
	韮崎市	保健課	韮崎市地域包括支援センター	407-0024	韮崎市本町三丁目6－3	0551-23-4313	
	南アルプス市	介護福祉課	南アルプス市地域包括支援センター	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7347	
		福祉総合相談課	南アルプス市地域包括支援センター	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7250	
	北杜市	介護支援課	北杜市地域包括支援センター	408-0188	北杜市須玉町大豆生田961－1	0551-42-1336	
	甲斐市	長寿推進課	甲斐市地域包括支援センター	400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1693	
	中央市	高齢介護課	中央市地域包括支援センター	409-3893	中央市成島2266	055-274-8558	
	昭和町	いきいき健康課	昭和町地域包括支援センター	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815	
峡東	山梨市	介護保険課	山梨市地域包括支援センター	405-8501	山梨市小原西843	0553-22-1111	
	笛吹市	高齢福祉課	笛吹市地域包括支援センター	406-0031	笛吹市石和町市部800	055-261-1907	
			笛吹市地域包括支援センター御坂地区相談窓口	406-0805	笛吹市御坂町栗合87	055-263-0848	
			笛吹市地域包括支援センター一宮地区相談窓口	405-0073	笛吹市一宮町末木839－1	0553-47-2288	
			笛吹市地域包括支援センター八代地区相談窓口	406-0822	笛吹市八代町南917	055-265-2240	
			笛吹市地域包括支援センター境川地区相談窓口	406-0853	笛吹市境川町藤垈2588	055-266-5911	
			笛吹市地域包括支援センター春日居地区相談窓口	406-0013	笛吹市春日居町寺本142－1	0553-26-3667	
	甲州市	福祉介護課	甲州市地域包括支援センター	404-8501	甲州市塩山上於曽1085－1	0553-32-5600	
峡南	市川三郷町	福祉支援課	市川三郷町地域包括支援センター	409-3601	市川三郷町市川大門1790－3	055-272-1106	
	富士川町	福祉保健課	富士川町地域包括支援センター	400-0505	富士川町長沢2374－2	0556-22-4615	
	早川町	福祉保健課	早川町地域包括支援センター	409-2714	早川町草塩88	0556-45-2363	
	身延町	福祉保健課	身延町地域包括支援センター	409-3304	身延町切石117－1	0556-20-4611	
	南部町	福祉保健課	南部町地域包括支援センター	409-2398	南部町内船4473－1	0556-64-3111	
富士・東部	富士吉田市	健康長寿課	富士吉田市地域包括支援センター	403-8601	富士吉田市下吉田1877	0555-22-1111	
			富士吉田市地域包括支援センターブランチすこやか	403-0003	富士吉田市下吉田1900－1	0555-21-1213	
			富士吉田市地域包括支援センターブランチなごやか	403-0003	富士吉田市下吉田7575	0555-20-1727	
			富士吉田市地域包括支援センターブランチほがらか	403-0016	富士吉田市松山1613	0555-24-5334	
			富士吉田市地域包括支援センターブランチさわやか	403-0005	富士吉田市上吉田6530	0555-24-7772	
	都留市	健康推進課	都留市地域包括支援センター	402-0051	都留市下谷2516－1	0554-46-5114	
	大月市	介護課	大月市地域包括支援センター	401-8601	大月市大月2丁目6－20	0554-23-8034	
			大月市地域包括支援センターブランチ型	401-0015	大月市大月町花咲10	0554-23-2001	
	上野原市	長寿健康課	上野原市地域包括支援センター	409-0192	上野原市上野原3832	0554-62-3128	
	道志村	住民健康課	道志村地域包括支援センター	402-0212	道志村6181－1	0554-52-2113	
	西桂町	福祉保健課	西桂町地域包括支援センター	403-0021	西桂町下暮地915－7	0555-25-4000	
	忍野村	福祉課	忍野村地域包括支援センター	401-0511	忍野村忍草1445－1	0555-20-5211	
	山中湖村	厚生課	山中湖村地域包括支援センター	401-0595	山中湖村山中237－1	0555-62-9976	
	鳴沢村	住民福祉課	鳴沢村地域包括支援センター	401-0398	鳴沢村1575	0555-85-2311	
	富士河口湖町	健康増進課	富士河口湖町地域包括支援センター	401-0392	富士河口湖町船津1700	0555-72-6037	
	小菅村	住民課	小菅村地域包括支援センター	409-0211	小菅村4698	0428-87-0111	
	丹波山村	住民生活課	丹波山村地域包括支援センター	409-0305	丹波山村890	0428-88-0211	

※ 地域包括支援センター数 35
※ ブランチ数 10
※ 中央市、鰍沢町（現 富士川町）以外は平成18年4月1日にセンターを設置
※ 中央市、鰍沢町（現 富士川町）は平成19年4月1日にセンターを設置

（資料２）

「市民後見人養成のための基本カリキュラム」モデル　出典：厚生労働省 HP
(http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken_torikumi02.pdf)

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 ＝ 39 単位（講義・実務・演習） ＋ 11 単位（体験学習+レポート作成）

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修　21 単位／1260 分

◆市民後見概論　3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

◆対象者理解　4.5 単位／270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

◆成年後見制度の基礎　4 単位／240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5	※どこかで消費者保護	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律（当該市町村・地域の取組現状）　5.5 単位／330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12	（当該市町村・地域の取組現状）	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
13		障害者施策／障害者虐待防止法	1 単位	60 分
14	※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

◆市民後見活動の実際　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修　29(31 補講)単位／1080(1200 補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

◆体験実習(ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ)　8 単位／1 日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割（いずれか選択）　1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

◆成年後見の実務　9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

◆課題演習(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ)　5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

◆レポート作成　3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(ｴﾝﾄﾘｰｼｰﾄ)	－	－
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	－
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	－

◆補講 当該市町村・地域の現状　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状 ※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37		社会資源	0.5 単位	30 分

（資料３）

大阪市の市民後見養成講座の概要

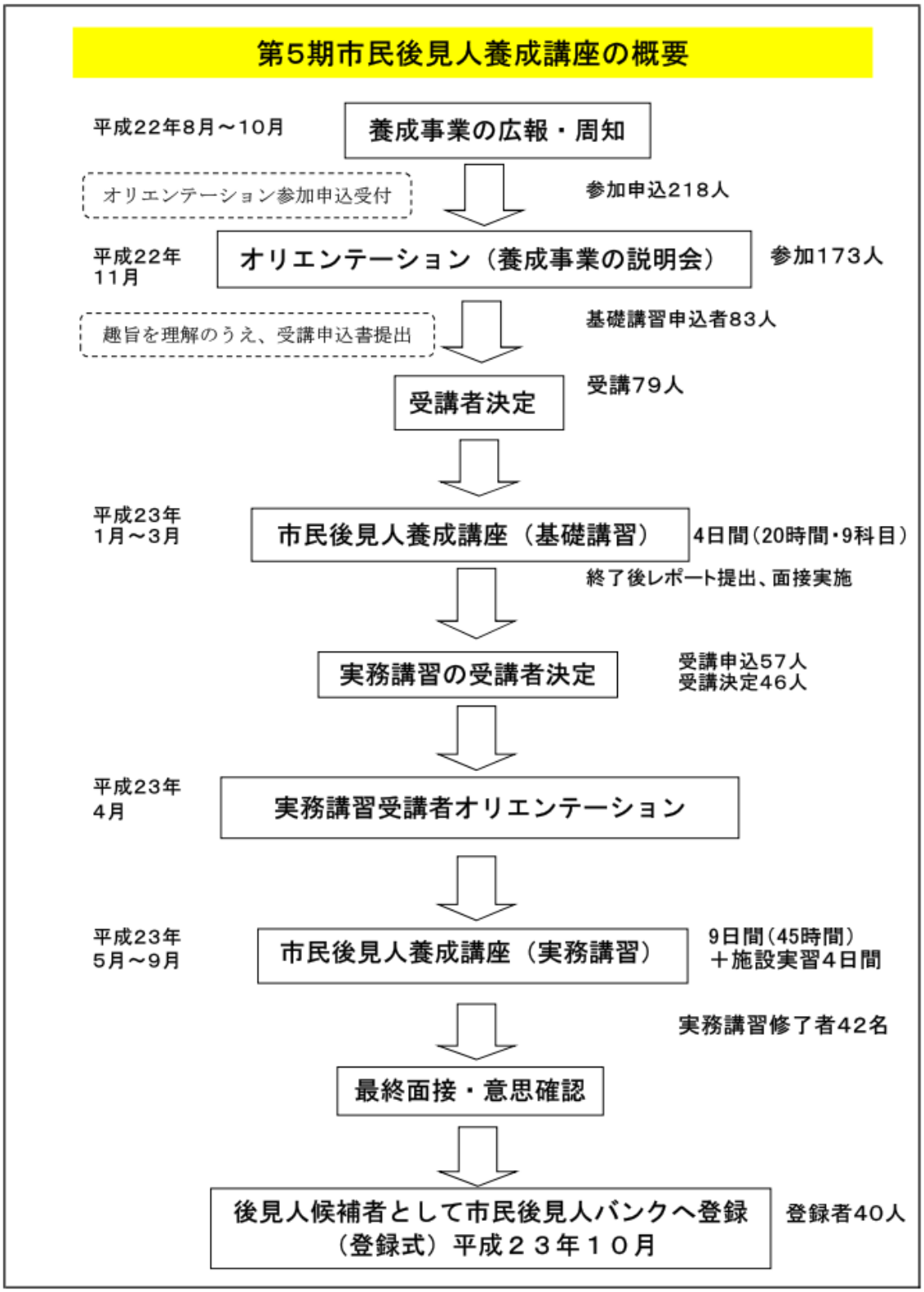

第5期　市民後見人養成講座（基礎講習）カリキュラム

月	日	時　間	科　目	内　容	目標	講　師
1	29（土）	9:45～	開 講 式			
		10:00～12:30	①社会福祉の動向と権利擁護について	地域福祉・権利擁護の理念、市民後見人の役割	「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し、市民後見人の必要性・役割を認識する	大阪市立大学大学院　教授
		13:30～16:00	②成年後見制度	法の理念と制度内容、後見事務、市長申立てについて	法の理念を理解し、法定後見と任意後見の概要と後見人等の職務について理解する	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
2	5（土）	10:00～11:25	③人権問題	大阪市における人権課題など	大阪市におけるさまざまな人権課題を認識し、特に権利侵害を受けやすい高齢者・障害者の課題を理解する	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
		11:35～13:00	④法定後見の申立の流れ	申立から後見等開始までの流れ	大阪家庭裁判所における申立から後見等開始までの流れと申立実務を学ぶ	大阪家庭裁判所 書記官
		14:00～16:00	⑤福祉サービスと社会資源	関連福祉サービス、関係機関との連携	関連する事業・福祉サービス・社会資源を理解し、関係機関との連携の大切さを学ぶ	大阪市社会福祉研修・情報センター 相談支援課　副主幹
2	26（土）	10:00～12:30	⑥対象者の理解	認知症、知的障害、精神障害についての理解	対象者についての理解を深めるため、それぞれの特性について認識する	大阪社会福祉士会 社会福祉士
		13:30～16:00	⑦後見人の職務（1）	身上監護、財産管理等具体的な業務	実際の後見人の職務について、身上監護、財産管理の業務を学び、具体的な実務を理解する	成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 司法書士
3	5（土）	10:00～12:00	⑧後見人の職務（2）	後見人から学ぶ（体験に基づく話など）	実際に後見人として活躍される専門職の方の話を聞くことによって、後見人の実務についてのイメージを高め、質疑応答により、疑問点を解消する	当センター受任調整・企画会議委員（大学院教授、弁護士、社会福祉士、司法書士） 市民後見人2人
		13:00～16:00	⑨まとめ	事例検討（グループワーク） 次期の実務講習について	グループワークにより、課題として事例を検討し、実践的な力を養う	当センター受任調整・企画会議委員（大学院教授、弁護士、社会福祉士、司法書士）

（資料４）

北杜市市民後見人養成講座カリキュラム

北杜市市民後見人養成基礎講座

実施日時　平成 24 年 3 月 6 日･8 日･9 日･13 日･15 日　午後 1 時～5 時
場　　所　北杜市須玉ふれあい館

【基礎講座】 18時間

No.	テーマ	内容	時間	講師（予定）
1	市の動向と市民後見人の役割	市の動向・概況、 市民後見人養成の目的 市民後見人の役割・倫理	1	地域包括支援センター　ほか
2	成年後見制度の理念と概要	成年後見制度の理念 法定後見と任意後見の概要	1	山梨県社会福祉士会
3	後見人の職務	具体的職務（事務）と役割の理解 財産管理・身上監護 （後見人ができることとできないことの理解）	2	山梨県社会福祉士会ほか
4	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の概要と役割 ／裁判官・調査官・書記官の各役割、 申立てから審判開始までの流れの理解	1	甲府家庭裁判所
5	申立の基礎実務	申立書等必要書類の基礎的理解	1	山梨県司法書士会
6	市町村の責務と地域福祉･権利擁護の理解	成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業	1	地域包括支援センター 市社会福祉協議会
7	民法の基礎	市民後見人に必要な民法の理解 ／契約・親族・遺言・相続等	1.5	山梨県弁護士会
8	関係制度･法律と市の取組状況	介護保険制度の概要	1	市担当者、
		高齢者施策 ／高齢者虐待防止法、消費者保護	1	地域包括支援センター
		障害者施策／障害者虐待防止法	1	障害者総合支援センター
		生活保護・健康保険・年金	1.5	市担当者
9	対象者理解	認知症の理解	1.5	地域包括支援センター
		知的障害者の理解	1	障害者総合支援センター
		精神障害者の理解	1	障害者総合支援センター
10	後見活動の実際	後見人として活動している方からの実践報告と事例から市民後見人としての活動を理解する。	1	専門職の後見人等
11	まとめ・閉講式	講座全体のまとめ	0.5	

（実践講座は平成 24 年度に実施予定）

（資料５）

笛吹市社会福祉協議会「市民後見人とともに地域を支える」

（平成２４年度社会福祉協議会活動全国会議第２分科会発表資料）

市民後見人とともに地域を支える

平成24年度社会福祉協議会活動全国会議　第2分科会

平成24年11月7日全日通8階大会議室

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
後見センターふえふき
相談支援員　萩原　学

笛吹市の概要１



桃・ぶどう日本一と温泉の郷
甲斐国千年の都

- 総人口：72,067人(H24.9)
- 総面積：201.92平方km



笛吹市の概要2



笛吹市の概要3

- 65歳以上人口：17,058人（H24.9）
  →内認知症：10.4%(県内第2位)
- 高齢化率：24.6%(県内第7位)
- 独居高齢者：2,407世帯
- 療育手帳交付者：410人
- 精神障害者保健福祉手帳交付者：429人

後見センターふえふきの設立にいたった経緯

- H15年～御坂町社協が法人後見を展開（県内初）
- H16年合併後、笛吹市社協として引き続き法人後見受任
- 市町村長申立は12件（H14年~H23年9月まで）、内4件は法人後見受任
- 成年後見制度の潜在的利用者：約2600人

（認知症、療育・精神保健福祉手帳保持者）

後見センターふえふきの誕生



- 福祉サービスの向上
- 利用者の利益の保護
- 地域住民の福祉の増進

→後見センターを設置し、地域生活を支援する体制を検討（H23年１月～）

☆検討会を繰り返し、H23年10月に

後見センターふえふきが誕生

（障害者支援センターと兼務の職員2名体制）

行政等と後見センターの連携状況

- 笛吹市は、合併時（H16年10月）に成年後見制度利用支援事業を整備
- 生活支援が中心の対象者を社協が法人後見として受任し、市役所高齢・障害担当課と申立前の段階から情報共有している。
- H23年度高齢福祉課から、市民後見人養成事業の委託を受ける。（H21~H22年度の市民後見人養成事業は社協単独事業）

☆情報共有：自立支援協議会の権利擁護部会、地域ケア会議等で検討

後見センターで取り組んでいる事業

趣旨：知的障害や認知症等の精神障害を原因として意思（判断）能力が不十分な（満20歳以上）者の意思決定支援及び権利を擁護することによって住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように生活支援（権利擁護）体制を構築することを目的とする。

- 成年後見に関する相談窓口
- 法人後見の受任・後見監督
- 生活支援員・市民後見人の養成と支援
- 情報の提供

＊後見センターふえふき　パンフレット参照



後見センターの成果

- 本人家族、支援関係者から相談件数が増え相談者が関係機関からセンターへ繋がるようになってきた。
  権利擁護相談：H23.7　48件（月）→H24.9　70件（月）
- 地域で支える後見人として社協へ後見人の依頼が増えてきた。　10年で16件
  H15年　1件 ～ H24.9　16件（内後見監督2件）
- 日常生活自立支援事業の利用者がスムーズに後見制度へ移行できる。　移行ケース：3件
- 県内の新聞・ニュース、法律の専門家や保健・医療・福祉関係者が、社協の法人後見を取り上げて県内外から関心が寄せられ知名度がアップしてきた。

後見センターの課題

- 財源の確保
- 後見センターのバックアップ機能の強化
- 組織内の連携強化

市民後見人の養成に至った経緯とその現状

- 後見人となる親の高齢化、家族機能の低下、世帯の困難事例、市長申立の増加
  ↓
- 地域での支えあいの担い手として、きめ細かい生活支援を行える後見人が必要
  ↓
- 全国では、市民後見人が誕生しつつある。
  平成21年度：親亡き後の生活支援を目的に、障害者に寄り添い支援していただける市民後見人の養成を開始
  その後、認知症高齢者、知的・精神障害者の生活支援へと広げ、現在に至る。

市民後見人の有効性

- 本人に寄り添った手厚い見守り
  ⇒必要に応じた頻繁な訪問等
  ⇒きめ細やかな「顔の見える後見」活動
  ⇒「地域の支え合いのキーパーソン」



- 市民後見人自身の喜びや生きがい
  ⇒市民後見人就任へのモチベーション

笛吹市における市民後見人養成事業

市民後見人養成講座修了生



- 平成21年度：16名
- 平成22年度：19名
- 平成23年度：2日間開催(基礎：33名・専門：29名)

現場実習(H23年度～開始)

- 平成21・22年度修了生(前期)：4名(内3名修了)
- 平成23年度修了生(後期)：14名(現在実習中)

⇒現在市民後見人として3名が活動中

平成23年度市民後見人養成講座

- 「基礎・専門コース」を2日間に分け実施
- 認知症や障がいの理解、日常生活自立支援事業・成年後見制度等、幅広い分野の専門家を講師に
- 受講者のうち、14名が現場実習へ





平成23年度現場実習

- 面談にて実習先、日程等の確認・決定
- 地域の生活支援員に同行し、現場実習を実施
- テキストに沿って養成講座内容の振り返りを行う
- 生活支援員実習　→法人後見実習へ移行

⇒生活支援員・法人後見支援員・市民後見人へ



2人の市民後見人と対談1

（H24/3/14実施）

市民後見人養成講座を受講しようと思ったきっかけは？

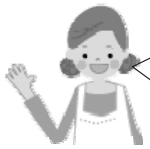

・精神障がい者のボランティア活動をしているが、もっと役に立ちたい！

・認知症の母を看取ったので、その経験をいかしたい！

市民後見人の候補者として、誘われたときはどんな気持ちでしたか？

・えっ～私が～？・・・財産預かるなんて～不安

・一人で受けるのはちょっと不安、社協が後見人をサポートするというので、おっかなびっくりでスタート



２人の市民後見人と対談2
（H24/3/14実施）

裁判所へ行った感想は？



・書記官、調査官ってなんだか怖～いイメージ・・・ところが実際会って話をしてみたら、とっても親切丁寧でビックリ！裁判所のイメージが変わった（笑）

・申立の調書、緊張～怖～い・・・申立人、センター職員も緒だったのにね～（笑）

審判書が届いた時の感想は？

・裁判所の名前が無く差出人の名前を見て、「この人誰かな～？」・・・

・裁判所の名前が入った封筒が届き、「あらっ、いよいよ、あれは本当だったんだね。」裁判所からの郵便物で、「郵便屋さんはなんて思ったかしら？」（笑）



２人の市民後見人と対談3
（H24/3/14実施）

市民後見人の醍醐味とは？



・地域で暮らす喜びを一緒に分かち合えること。

・自分の小さな気づきから高齢者の暮らしが良くなること。

＊日常生活の気づきは、市民後見人の得意技♪（笑）

今後の夢や希望は何ですか？

・障がいがある方の安心は、障がいがない方も皆が安心する社会、偏見のない地域社会を！

・本人の希望を支援者が最初から無理と決めずに、皆で知恵を出し合い実現できたら嬉しい。



市民後見人現場実習者の特徴



- 平均年齢：57歳
- 男女比率：男性14%・女性86%
- 職種・職歴：主婦・教員・金融機関・医薬品関係・福祉関係従事者・NPO法人・看護師・障がいを持つ子の親など
- 受講動機：社会貢献・成年後見制度の学習・高齢者が好き・仕事の経験を活かしたい等、社会貢献の意欲高い方が多い

市民後見人養成の今後の課題・展望

- 高い倫理性をもち、きめ細かい生活支援を行う市民後見人の養成を目指すため、短時間で多くの市民後見人養成は困難
- 市民後見人等への養成から活動、ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ体制まで一貫した市民後見人の支援体制が必要
- 市民後見人候補者の適性等に関して、運営委員会における審議会の実施
- 将来的に、市民後見人や市民後見人候補者等を増やしていき、NPO法人等への活動の発展的に移行、活動において社協と協働関係を築けるよう体制づくりを進めていく。

市民後見人とともに地域を支える取り組みの実践～A家の状況～

- 本人(認知症高齢者)、息子（統合失調症治療中断）と2人暮らし。（父子家庭）
- 本人収入：国民年金と地活Ⅲ型工賃　43,000円/1ヶ月、息子の収入なし。生活困窮状態
- 本人：真面目で穏やかな性格
  日中は、地活Ⅲ型の作業所にほぼ毎日通っている。
- 息子：恥ずかしがりやな性格、訪問しても出てこない。
  日中は、自転車で不用品を探し回っている様子、現在支援者は無く、生活状況はほとんどわからない。
- 地域関係：H7年から実家へ戻り親子で生活しているが、親子ともほとんど地域住民と交流なし。（近所は、変な親子と思っている様子）
- 困りごと：本人の亡き姉の遺産相続人が本人含め4人、本人以外の相続人と連絡が取れず、遺産相続ができず困っている。
- 後見人の必要性：遺産相続・金銭管理等(世帯)・福祉サービスの申請契約など
- 世帯支援の必要性：同居している息子の生活状況を把握し関係機関へ繋ぐ必要有り。
  （精神科治療、障害手帳、重度医療、障害年金、福祉サービスの利用、就労など）

後見センターの動き

＜遺産相続ができない状況を把握＞

- 司法書士へ依頼→相続権者と連絡とれず。
- 金融機関へ本人の法定相続分を受け取ることができるか相談→本人の代わりに後見人が手続きをするのであれば可、
- 本人へ後見制度の紹介：地域で支える後見制度を紹介しイメージをつかんでもらう。

＜後見制度の申立人を探す＞

- 唯一連絡が取れる嫁にいった娘へ連絡、嫁ぎ先の両親の介護など忙しく申立人にはなれない。
- 自立支援協議会権利擁護部会へ図り、市長申立の可否を問い市長申立へ

＜後見候補者の選定：市民後見人を提案＞

- 市民後見人のマッチング作業：本人が男性の後見人を希望していること、精神障害の理解がある方
- 市民後見人候補者Hさんへ打診：了解を得て、本人と面会の場を提案、双方の意向を確認
- Hさんと共に支援に当たる社協職員を紹介（地活Ⅲ型職員、地域福祉課職員）
- 後見候補者を市民後見人Hさん、後見監督人を笛吹社協とする。

市民後見人の活動

- 本人へ市民後見人挨拶、役割を理解してもらう。
- 世帯の状況を把握（食事、息子の事、今後の不安など）
- 「どう暮らしていきたいか」本人の言葉に耳を傾ける。

活動を通じて気になったことを社協地域事務所へ報告、各関係者は相互に連携し、生活課題の改善に当たっている。

- 金融機関へ後見の届出、金融機関へ本人の法定相続分の遺産を受け取る手続き、市役所にて税金・健康保険料の滞納など確認→滞納分の支払いや生活費の確保、郵便物の転送手続き（年金・市役所の郵便物）
- 家庭裁判所へ1回目の事務報告作成

～繋がっていない資源を繋ぎ広げていく～ 支援者会議の開催へ

＜エコマップの作成＞

- 個人的・公的・非営利・営利の大枠の関係者を地域福祉課から支援者の情報を得る
- 支援者役割目安票の案を作成

健康・医療・生活・仕事のカテゴリーに主たる支援者を記入

- 情報の共有方法の案を作成
- 地域福祉課へ情報を寄せ、そこから主たる支援者へ繋ぐ方法（案）

＜支援者会議開催＞

- 出席者：本人、息子、民生委員・区長、市民後見人、保健福祉事務所、市役所保健師、地域包括支援センター、社協地域福祉事務所、後見センター
- 顔合わせ、経過説明、本人家族の意向確認、エコマップ確認、支援者役割目安案の修正、情報共有方法の確認
- 情報共有方法の確認は、各担当から必要な担当者へ直接連絡をとる。後で地域福祉課へ情報伝達へ（本人の生活場所に近い地域福祉課で全体を把握）
- 判断に迷うことなど　→後見センターふえふき

社協が繋ぎ役になることで、市民後見人が、地域の支援者と顔の見える関係となり、ネットワークの一員として活動しやすくなる

A家のエコマップ　役割

非営利の社会資源（生活・仕事）
区長
民生委員
市民後見人
後見監督人（地域福祉課・後見センター）
地活Ⅲ型（作業所）

公的な社会資源（健康・医療・福祉サービス・緊急時）
保健福祉事務所精神保健相談員（息子）
市役所保健師（息子）
地域包括支援センター（本人）
相談支援事業所（息子）
高齢福祉課（本人）
消防・警察

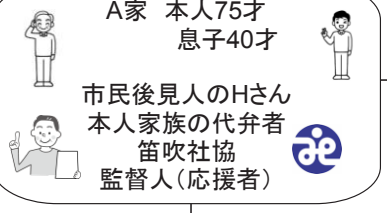

セブンイレブン
スーパー
〇×医院（本人）
□〇病院精神科（息子）

〇市へ嫁に行った娘
組長
隣近所

営利の社会資源（活動・医療）

個人に関する社会資源（生活）

社協が権利擁護に取り組む意義（役割）・視点など

＊地域社会において、権利擁護活動に必要な支援や見守り体制をつくり、展開できる。

＊地域生活を視点とした、本人家族、地域性など全体像を把握し、意思決定支援を行なうことができる。

- 行政、保健医療福祉機関、法律の専門家などとネットワーク（困難ケース対応）、地域住民とのネットワーク（見守りネットワーク）を作ることができる。
- 旧町村単位に相談窓口があり、多様なニーズ発見機能を持っている。
- 公共的、中立的な組織（法人）なので信頼性がある。
- 生活支援が必要な利用者に対して、他に対応できる資源が見あたらないときに、地域福祉の増進のために取り組む役割がある。

社協生活支援活動強化方針について、現状の取り組みの中からどう考えるか

- 地域で課題を抱える人たちが、安心して暮らせる取り組みとして、日常生活自立支援事業・成年後見制度といった権利擁護のツールを元に、地域住民を巻き込んだ取り組みを行なっているが、今後は、地域住民の自発的な活動の場を増やしていく必要がある。
- 地域の支援関係者の多角的な視点を元に本人の意思決定支援が、適切に行なえるような環境を強化する必要がある。

（資料６）

山梨県立大学地域研究交流センター
２０１２春季総合講座　特別企画

山梨県立大学３学部共催シンポジウム

統一テーマ
「あなたの老後、どう支えますか？
－市民と専門職の地域連携を目指して－」

プログラム

2012 年 6 月 9 日（土曜）
13：00～16：00
山梨県立大学飯田キャンパス講堂

第一部
＜個別報告＞

（報告１）「超高齢社会を生きる－認知症への対応」
依田　純子　（山梨県立大学看護学部　講師）
（報告２）「高齢者の見守りと地域の課題」
伊藤　健次　（山梨県立大学人間福祉学部　講師）
（報告３）「市民後見人の養成と課題」
藤巻　真里子
（笛吹市社会福祉協議会　後見センターふえふき）

第二部
＜パネルディスカッション＞
テーマ「地域における高齢者の見守りを考える」

（コーディネーター）
澁谷　彰久　（山梨県立大学国際政策学部　教授）
（パネリスト）
依田　純子　（山梨県立大学看護学部　講師）
伊藤　健次　（山梨県立大学人間福祉学部　講師）
萩原　学
（笛吹市社会福祉協議会　後見センターふえふき）
小林　恵　（リーガルサポート山梨　司法書士）

（開催趣旨）

山梨県内の高齢者・一人暮らし世帯の増加と共に、認知症ケアや財産管理など様々な形での支援やネットワーク作りが地域において求められている。　地域住民と専門職の連携、介護予防、権利擁護など多様な高齢化に対する課題を横断的に議論し、山梨の将来へ向けた提言を県立大学の３学部から発信するシンポジウムとしたい。

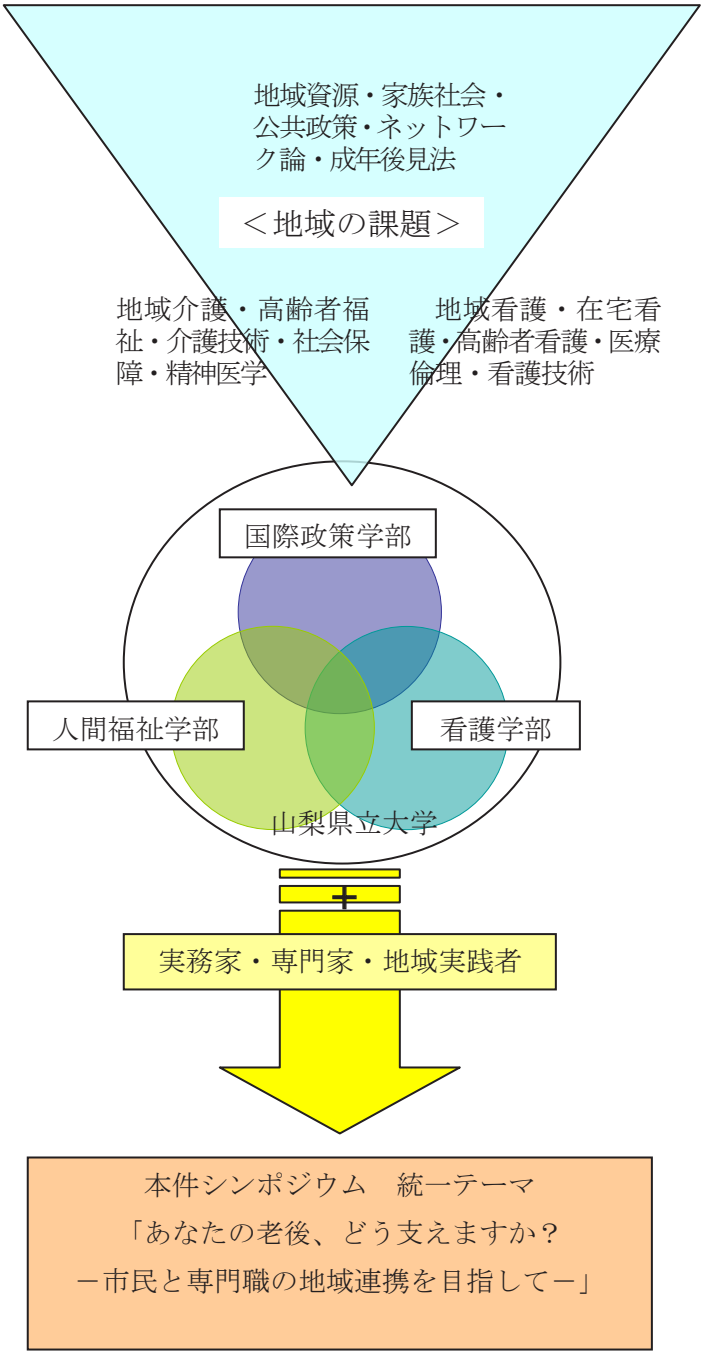

山梨県立大学地域研究交流センター

2012 春季総合開放講座

特別企画

山梨県立大学3学部共催シンポジウム

統一テーマ

あなたの老後、どう支えますか?

ー市民と専門職の地域連携を目指してー

山梨県内でも、高齢者・一人暮らし世帯の増加と共に、認知症ケアや財産管理など様々な形での支援やネットワーク作りが求められています。地域住民と専門職の連携、介護予防、権利擁護など多様な高齢化に対する課題を横断的に議論し、山梨の将来へ向けた提言を山梨県立大学から発信します。



司会:国際政策学部　**澁谷彰久** 教授

個別報告

報告1 「超高齢社会を生きるー認知症への対応」
看護学部　依田純子 講師

報告2 「高齢者の見守りと地域の課題」
人間福祉学部　伊藤健次 講師

報告3 「市民後見人の養成と課題」
笛吹市社会福祉協議会　後見センターふえふき　藤巻貞里子

パネルディスカッション

「地域における高齢者の見守りを考える」

パネリスト

□看護学部　依田純子 講師　□人間福祉学部　伊藤健次 講師
□笛吹市社会福祉協議会　後見センターふえふき　荻原学
□山梨リーガルサポート　小林恵 司法書士

●開催日時
平成24年6月9日(土曜日)　13:00~16:00
山梨県立大学飯田キャンパス(甲府市飯田5-11-1)講堂

●参加申し込み
参加費は無料です。
TEL055-224-5260、FAX055-224-5386
Eメール:ucre@ml.yamanashi-ken.ac.jpにて
お申し込みください。
なお、FAXまたはEメールの場合は件名として
「春季総合講座への参加希望」をお書きいただき、
氏名、住所、電話番号を必ずご記入ください。

◆主催:山梨県立大学　地域研究交流センター



山梨県立大学　飯田キャンパス(国際政策学部・人間福祉学部)
〒400-0035 山梨県甲府市飯田5-11-1 TEL.055-224-5261 FAX.055-228-8819

（報告１）超高齢社会を生きる－認知症への対応－

依田　純子

1　長寿日本、高齢期をどう生きるか

2 介護が必要な高齢者（特に認知症）の状況

3 在宅で生活している認知症の人の特徴

4　認知症は「他人事（ひとごと）」・・ではない。
　1）認知症の人の思い・家族の思いはどのようなものか
2）身近に認知症の人やその家族がいた場合、できそうなことがあるか
3）地域は、認知症を受け入れる雰囲気や体制があるか

5　認知症になっても、地域で暮らすために
　1）　医療とつながる　専門医療機関：認知症疾患医療センター
　　かかりつけ医と認知症サポート医

2）　行政とつながる　地域包括支援センター
高齢者の総合相談窓口
高齢者が暮らしやすい・生きやすい地域づくり

6　現状の課題
潜在している認知症の人とその家族
認知症の悪化・介護負担の増大・当事者や家族の孤立・家族の疲弊・虐待・介護殺人などの問題が起こる危険性を孕んでいる。

認知症の課題は、社会的な問題を含んでいる
医療の枠組だけではなく、生活の枠組、社会的な枠組で智恵を出し合う必要がある。

（報告２）高齢者の見守りと地域課題

伊藤　健次

1：高齢者の暮らしをめぐる現状
◎長寿の国日本　人類史上最速で進む高齢化　　歴史上モデルの無い高齢社会
◎家族システムの変化：単独・夫婦のみ世帯が過半数
子供との関係：別居が多数派、別居の子供との接触頻度は諸外国と比べ低い
心の支えとする存在：配偶者・子供を支えにしていて、諸外国に比べ、「親しい友人・知人」、「その他家族・親族」を支えとして挙げた人が少ない
◎レアケースとはいえない孤立死
◎健康状態：日常生活に何らかの影響がある人が 1/4
◎介護の状態：要介護者数が急速に増加、75 歳以上では 21.6%

健康で、子どもや配偶者同居している場合はいいが、それらの条件がくずれた場合、老いをどこでどうやって迎えて暮らしていくのかが切実な問題となる。現実として家族と同居ができ、生涯にわたって健康でいられる保証はなく、誰もが老いをめぐる突然表面化するリスクをもち、待ったなしの場にいきなり立たされる途方に暮れる恐れがある。

2：高齢者の見守りと地域の課題
・援助者にとっての課題：利用者や家族とはつながることができるが「地域住民」とのつながりを作ることが困難で、インフォーマルネットワークの形成に至らない
→地域のキーマンや住民組織とどのようにつながればいいのか？
・住民にとっての課題：いざというとき、どこへ行ってどのように相談すればいいのか？
→どの機関を頼ればいい？何といえばいいのか？
現状では、援助職も住民もつながり先とつながり方で悩み、つながれたとしても「一個人の悩み」「個別の事案」にとどまってしまっている。個別の対応から、地域課題としての対応が必要。そのためには援助職も地域に支えられ、住民も家族以外の地位や専門職に支えられる、相互的な支え手を支える仕組みの構築が必要。
「その時」が来てからあわてつながるのではなく、その前段として、職種や肩書だけなく固有名詞の〇〇さん、としてのお付き合いが必要。そういった、固有名詞の関係を作るきっかけとして、従来の支援に加えて「始縁（しえん)」、援助者や地域住民同士の「お見合い」の場があってもいいのではないか？地域単位での小規模地域ケア会議のような、ことが起こる前からの協力チームの組織化と、様々な困りごとを地域課題として取り上げ、共有し、対応の知恵と方法論を地域にストックすることが必要ではないだろうか？

（報告３）市民後見人の養成と課題

藤巻　真里子

１、後見センターふえふき（平成 23 年 10 月 13 日開設）

笛吹社協では、現在 11 件の法人後見と 1 件の後見監督の受任を行なっている。現在笛吹市内の成年後見制度の潜在的利用者は約 2600 人に及び、将来的にもさらなる認知症・障害者数の増加が見込まれる中で、成年後見制度に関する業務の整備と、福祉サービスの向上や利用者の利益の保護を図り、地域住民の福祉の増進に資することを目的として、後見センターを設置し、地域生活を支援する。

２、成年後見制度と市民後見人

H12 年 4 月から利用者が自ら必要な介護サービスを選択して契約する介護保険制度が導入されたが、認知症等により自己決定や意思表示が困難なケースについて、本人の生活に必要な契約(法律行為)を結んだり、日常生活を支援したりするものとして成年後見制度が開始された。知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方を支援するという観点からも同様である。また、家族関係の希薄により親族後見人の数は減り、第三者後見人の受任件数の増加が見られるが、専門職後見人の不足が危惧される中で、第三者後見人のなり手の一つとして「市民後見人」が注目を集めている。H23 年には市民後見に関する 2 つの大きな政策決定により、国による市民後見の基盤作りが進められ、市町村において市民後見人の育成及び活用をして成年後見人等を確保することとなってきている。

３、市民後見人の養成について

市民後見の適正な運用を保障していくには、組織的な養成・支援・監督等の一貫した支援や、家庭裁判所・行政との調整もとれる体制の整備の必要性があるが、法的基盤をもって地域と密接に連携しながら活動をしている社協が、この後見支援組織としての役割を担うことは有効であるといわれている。笛吹社協では H21 年度より市民後見人養成講座を開催し、現在 2 名の市民後見人が活動をしている。H23 年度の養成講座では、認知症・知的・精神障がい者への理解や、日常生活自立支援事業、成年後見制度について幅広い分野の専門家をそれぞれ講師に招き開催した。また、実際の生活支援員・法人で受任しているケースで後見人業務等へ同行していただく現場実習を通して、後見人としての役割への理解や、この期間に市民後見人候補者としての適格性等の判断を行っている。

４、市民後見人養成における課題・展望

研修・候補者の適性・受任する事案等に関する審議会の検討や、地域のニーズを汲み取りながら行政・家庭裁判所と連携しながら笛吹市としての体制を整備していく。

養成講座・実習修了者、実際に活動参加している市民のグループ活動支援（情報交換・相談会、研修会の開催等）を継続して行い、将来的に市民後見人候補者を増やしていく中で NPO 法人等へと活動が発展していき、後見活動において社協と協働関係が築けるような体制作りを展望として掲げている。その他、随時情報の発信を行ない啓発・周知する。



著者紹介

澁谷　彰久（しぶや　あきひさ）

１９５６年６月生まれ

１９８０年３月中央大学法学部卒業

１９９３年３月筑波大学大学院経営・政策科学研究科企業法学専攻　修士課程修了

２００８年９月筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業科学専攻（企業法コース）博士課程修了

１９８０年４月三菱銀行入社、２００９年３月三菱東京 UFJ 銀行退職、同年４月から現職。

明治学院大学法学部非常勤講師(信託法)、成年後見センター･リーガルサポート業務審査委員等

主要著書：『新信託法の基礎と運用』(第 12 章「金融取引と信託機能」)(日本評論社 2007 年)、

『預金口座と信託法理』（日本評論社 2010 年）、

『信託法制の展望』（第 16 章「任意後見制度と信託」）（日本評論社 2011 年）

山梨県立大学地域研究交流センター2012 年度研究報告書

高齢者への見守りと地域連携の総合的研究Ⅰ

-市民後見人育成の基礎検討-

発行　２０１３年３月

著者　澁谷彰久（山梨県立大学国際政策学部）

連絡先　〒400－0035　甲府市飯田 5-11-1

（研究室直通）TEL:055-224-5348　（内）2327

メール：shibuya@yamanashi-ken.ac.jp

（代）TEL:055-224-5261 FAX:228-6819

印刷　株式会社　三縁



University Center for Research and Exchange
山梨県立大学地域研究交流センター
〒400-0035　甲府市飯田5－11－1
TEL 055-224-5310 FAX 055-224-5330